

全国規模の規制改革要望事項一覧(様式A)

管理コード	制度の 所管省庁等	項目	該当法令等	制度の現状	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要 (対応策)	その他	当室からの 再検討要請	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要 (対応策)
zA050001	警察庁	自動車盗難対策の強化	古物営業法第21条の3	古物営業法第21条の3では、古物競りあっせん業者は、出品された古物について、盗品等の疑いがあると認めるときは、直ちに、警察官にその旨を申告しなければならないこととされている。	c		都道府県警察を通じて、古物競りあっせん業者に対して、盗難自動車等の流通防止のため、インターネット・オークションサイトの運用を改善するよう指導しているところであり、大手の古物競りあっせん業者においては盗品の出品等について出品物の監視を行うなど、盗難自動車の流通防止のため、自主的な取組みが行われており、現状においては、御提案の行政処分等を設けなければならない特段の事情は認められない。		要望者からの再意見を踏まえ、再度検討いただきたい。  (要望者再意見) 1.「古物競りあっせん業者に対して、盗難自動車の流通防止のため、インターネット・オークションサイトの運用を改善するよう指導」いただいていることは承知しており効果を期待しているが、法律上は罰則がなく、あくまでもインターネット・オークション事業者の自主的な改善を期待するものとなっている。 2.インターネット・オークションは誰でも出品が可能であり、盗難自動車のみならずカーナビ、ステレオなどの盗難品の流通等を防止する対策を確立する必要がある。 3.インターネット・オークション事業者の申告義務違反に対する何らかの措置を設けることで、盗難犯罪防止、盗難品の流通防止につながることを期待できることから、継続して検討をお願いしたい。	c		盗品等の流通防止については、都道府県警察を通じて、古物競りあっせん業者に対して、インターネット・オークションサイトの運用の改善について指導を実施しているところであり、また、大手の古物競りあっせん業者においては、出品物の監視を行うなど、自主的な取組みが推進されていることから、現状においては、御提案の行政処分等を設けなければならない事情は認められない。
zA050001	警察庁	盗難自動車対策の強化	古物営業法第21条の3	古物営業法第21条の3では、古物競りあっせん業者は、出品された古物について、盗品等の疑いがあると認めるときは、直ちに、警察官にその旨を申告しなければならないこととされている。	c		都道府県警察を通じて、古物競りあっせん業者に対して、盗難自動車等の流通防止のため、インターネット・オークションサイトの運用を改善するよう指導しているところであり、大手の古物競りあっせん業者においては盗品の出品等について出品物の監視を行うなど、盗難自動車の流通防止のため、自主的な取組みが行われており、現状においては、御提案の行政処分等を設けなければならない特段の事情は認められない。		以下の内容を踏まえ、再度検討いただきたい。 1.「古物競りあっせん業者に対して、盗難自動車の流通防止のため、インターネット・オークションサイトの運用を改善するよう指導」いただいていることは承知しており効果を期待しているが、法律上は罰則がなく、あくまでもインターネット・オークション事業者の自主的な改善を期待するものとなっている。 2.インターネット・オークションは誰でも出品が可能であり、盗難自動車のみならずカーナビ、ステレオなどの盗難品の流通等を防止する対策を確立する必要がある。 3.インターネット・オークション事業者の申告義務違反に対する何らかの措置を設けることで、盗難犯罪防止、盗難品の流通防止につながることを期待できることから、継続して検討をお願いしたい。	c		盗品等の流通防止については、都道府県警察を通じて、古物競りあっせん業者に対して、インターネット・オークションサイトの運用の改善について指導を実施しているところであり、また、大手の古物競りあっせん業者においては、出品物の監視を行うなど、自主的な取組みが推進されていることから、現状においては、御提案の行政処分等を設けなければならない事情は認められない。

全国規模の規制改革要望事項一覧(様式A)

管理コード	制度の所管省庁等	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望事項補助番号2	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他(特記事項)
zA050001	警察庁	自動車盗難対策の強化	5046	5046A015	1	1	(社)日本損害保険協会	15	自動車盗難対策の強化	<p>自動車盗難対策については、政府の国際組織犯罪等対策推進本部の下、関係省庁と民間団体による官民合同プロジェクトチームによる様々な盗難防止対策が取られ、その効果が現れて来ている。このような状況のもと、自動車盗難犯罪の根絶に向けて、法整備、イモビライザの普及促進等に加え、以下のような制度の見直し等を図ることが必要である。</p> <p>中古車通関時における、輸出抹消仮登録証明書または輸出予定届出書の厳密な確認(輸出抹消仮登録証明書または輸出予定届出書の申請者が輸出者本人と同一であることの確認)</p> <p>税関または第三者証明機関によるコンテナ内貨物の現物確認の強化</p> <p>インターネットオークションにおける盗難自動車の流通阻止(古物営業法21条の3の申告義務違反に対する行政処分・罰則の制度化)</p>	<p>これらの盗難防止対策を施すことにより、自動車盗難件数が減少すれば社会的損失の低減に大きく寄与することになる。(定量的評価は困難であるが、03年度の自動車盗難保険金は約583億円であり、車両保険の普及率35%で単純に計算すると日本全体でおよそ1,600億円の被害と推定できる。仮に被害が1%削減された場合でも、約16億円の効果となる。)また、盗難防止対策が進めば、暴力団等国内の犯罪集団のみならず、海外のテロ組織とのつながりも懸念される国際犯罪組織への資金源を絶つことが可能となり、日本ひいては世界の治安全体にいい影響を及ぼすと考えられる。</p>	<p>2004年(暦年)の自動車盗難件数は58,737件を数え、前年よりは減少したものの、5年続けて60,000件前後の高い発生件数を記録している。また、自動車盗難に関する支払保険金は毎年600億円弱に達し、経済的な面からも深刻な社会問題となっている。</p> <p>道路運送車両法の改正により、7月から中古車輸出時には輸出抹消仮登録証明書を取得するか、一時抹消中の車については輸出予定届出書を取得し、税関において輸出時にそれらを確認することになった。</p> <p>これまでは外国船員が中古車を持ち出す場合、旅具通関での取り扱いが可能であったが、新制度では日本に居住しない外国船員は輸出抹消仮登録証明書あるいは輸出予定届出書を取得することができないことから、従来のように旅具として中古自動車を輸出することはないと思われる。ついでに、7月以降、外国船員が輸出抹消仮登録証明書付きの中古車を譲り受けて旅具通関をするなど、道路運送車両法等の主旨に合致しない行為があれば厳正に対応(拒否)願いたい。</p> <p>コンテナへの積み込みの際に、盗難車を他の貨物と偽って、または盗難車を解体して積み込むことにより、不正輸出する手口がある。道路運送車両法の改正で正規の輸出ルートの変更が厳しくなり、コンテナを利用した不正輸出が増加する恐れがある。コンテナを使用する不正輸出を防ぐためには、コンテナの内容物を確認して、盗難自動車が含まれていないかどうかを厳重に確認することは極めて効果的である。例えば、仕向地、輸出業者(不特定多数の荷主を扱うなど)を限定するなどして、税関におけるコンテナ内貨物の現物確認を促進されたい。また、第三者証明機関の立会いを指導し、同機関によるコンテナ確認の徹底をすることも、大幅な改善が図られるものと考えられる。</p> <p>インターネットオークションに、書類や車台番号のない自動車が出品されており、盗難車流通経路の一つとなっている。警察庁では、古物営業法第21条の3の規定により、古物取りあせし業者に対して、盗難自動車の流通防止のため、インターネットオークションサイトの運用を改善するよう指導されていると聞いているが、自主規制的なものでなく強制的に盗難車を流通させないような手段を講じさせるため、オークション事業者の申告義務違反に対する行政処分・罰則を制度化していただきたい。</p>	
zA050001	警察庁	盗難自動車対策の強化	5053	5053A190	2	1	(社)日本経済団体連合会	190	盗難自動車対策の強化	<p>自動車盗難対策については、政府の国際組織犯罪等対策推進本部の下、関係省庁と民間団体による官民合同プロジェクトチームが発足し、様々な盗難防止対策が取られ、その効果が現れている。このような状況のもと、自動車盗難犯罪の根絶に向けて、法整備、イモビライザの普及促進等に加え、以下のような制度の見直し等を図ることが必要である。</p> <p>中古車通関時における、輸出抹消仮登録証明書または輸出予定届出書の厳密な確認(輸出抹消仮登録証明書または輸出予定届出書の申請者が輸出者本人と同一であることの確認)</p> <p>税関または第三者証明機関によるコンテナ内貨物の現物確認の強化</p> <p>インターネットオークションにおける盗難自動車の流通阻止(古物営業法21条の3の申告義務違反に対する行政処分・罰則の制度化)</p>	<p>2004年(暦年)の自動車盗難件数は58,737件を数え、前年よりは減少したものの、5年続けて60,000件前後の高い発生件数を記録している。また、自動車盗難に関する支払保険金は毎年600億円弱に達し、経済的な面からも深刻な社会問題となっている。これまでは外国船員が中古車を持ち出す場合、旅具通関での取り扱いが可能であったが、新制度では日本に居住しない外国船員は輸出抹消仮登録証明書あるいは輸出予定届出書を取得することができないことから、従来のように旅具として中古自動車を輸出することはない。ついでに、7月以降、外国船員が輸出抹消仮登録証明書付きの中古車を譲り受けて旅具通関をするなど、道路運送車両法等の主旨に合致しない行為があれば厳正に対応(拒否)すべきである。</p>	<p>近年急増している自動車盗難は、専門的かつ組織的な犯罪集団による盗難車の海外売却を狙ったものが多い。防犯や盗難防止装置(イモビライザー等)の普及などを通じた盗難自体の防止が必要であるが、その効果には限界がある。</p> <p>道路運送車両法の改正により、7月から中古車輸出時には輸出抹消仮登録証明書を取得するか、一時抹消中の車については輸出予定届出書を取得し、税関において輸出時にそれらを確認することになった。</p>	

全国規模の規制改革要望事項一覧(様式A)

管理コード	制度の 所管省庁等	項目	該当法令等	制度の現状	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要 (対応策)	その他	当室からの 再検討要請	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要 (対応策)
zA050001	警察庁	盗難自動車の不正輸出防止策の強化		古物営業法第21条の3では、古物競りあっせん業者は、出品された古物について、盗品等の疑いがあると認めるときは、直ちに、警察官にその旨を申告しなければならないこととされている。	c		都道府県警察を通じて、古物競りあっせん業者に対して、盗難自動車等の流通防止のため、インターネット・オークションサイトの運用を改善するよう指導しているところであり、大手の古物競りあっせん業者においては盗品の出品等について出品物の監視を行うなど、盗難自動車の流通防止のため、自主的な取組みが行われており、現状においては、御提案の行政処分等を設けなければならない特段の事情は認められない。		要望者からの再意見を踏まえ、再度検討いただきたい。 (要望者再意見) 回答の趣旨は理解できるが、犯罪組織との繋がりも懸念されている盗難自動車問題は重大な社会問題との認識の下、是非とも対策を強化していただきたい。事業者への行政処分等が困難であれば、オークションサイトに車体番号や登録書類の写真を掲載するよう行政指導を行うことはできないか。	c		盗品等の流通防止については、都道府県警察を通じて、古物競りあっせん業者に対して、インターネット・オークションサイトの運用の改善について指導を実施しているところであり、また、大手の古物競りあっせん業者においては、出品物の監視を行うなど、自主的な取組みが推進されていることから、現状においては、御提案の行政処分等を設けなければならない事情は認められない。
zA050002	警察庁 財務省	クレジットカードによる反則金支払の容認【新規】	道路交通法第128条、道路交通法施行令第52条、道路交通法施行規則第42条、会計法、日本銀行法等	交通違反反則金のクレジットカードによる決済は行われていない。	c		公金収納は会計法等に基づいて行われており、本件について当庁が代表して回答できる立場にない。					

全国規模の規制改革要望事項一覧(様式A)

管理コード	制度の 所管省庁等	項目	要望 管理番号	要望事項 管理番号	要望 事項 補助 番号	要望 事項 補助 番号2	要望主体名	要望 事項 番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	その他 (特記事項)
zA050001	警察庁	盗難自動車の不正輸出防止策の強化	5095	5095A009	2	1	損害保険労働組合連合会	9	盗難自動車の不正輸出防止策の強化	盗難自動車の海外不正流出防止に繋げるため、輸出通関時のチェックを強化する、コンテナ詰込み時におけるチェックを強化する、インターネットオークションにおける盗難自動車の流通阻止などの対策を講じて頂きたい。	これらの盗難防止対策を施すことにより、自動車盗難件数が減少すれば社会的損失の低減に大きく寄与することになる。また、盗難防止対策が進めば、暴力団等国内の犯罪集団のみならず、海外のテロ組織とのつながりも懸念される国際犯罪組織への資金源を絶つことが可能となり、日本ひいては世界の治安全体にいい影響を及ぼすと考えられる。	重大な社会問題となっている自動車盗難に関し、社会的な損失の低減や犯罪組織の資金源の根絶といった観点から、盗難自動車の流通段階での様々なプロセスにおける多面的なチェック強化が重要である。具体的には、中古車の通関時における、輸出抹消仮登録証明書または輸出予定届出書の厳密な確認を行う不正輸出を防御するため、輸出貨物積み込み時に、公認検数検定機関による厳正な現物確認・施封を実施する罰則の制度化など、インターネットオークションで盗難自動車を流通させないような仕組みを構築することを願いたい。	
zA050002	警察庁 財務省	クレジットカードによる反則金支払の容認(新規)	5053	5053A188	1	1	(社)日本経済団体連合会	188	クレジットカードによる反則金支払の容認(新規)	反則金の支払手段として、クレジットカードによる決済を容認すべきである。		クレジットカードによる決済導入により、インターネットを通じた反則金支払も可能となる。そのことで、警察側も反則金支払有無の管理に要する事務手続きが簡素化される。	交通違反による反則金の支払については、所轄の警察署への現金持参または金融機関を通じての支払いのみが認められている。

全国規模の規制改革要望事項一覧(様式A)

管理コード	制度の 所管省庁等	項目	該当法令等	制度の現状	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要 (対応策)	その他	当室からの 再検討要請	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要 (対応策)
zA050002	警察庁 財務省	交通違反反則金のクレジットカードによるインターネット納付	道路交通法第128条、道路交通法施行令第52条、道路交通法施行規則第42条、会計法、日本銀行法等	交通違反反則金のクレジットカードによる決済は行われていない。	c		公金収納は会計法等に基づいて行われており、本件について当庁が代表して回答できる立場にない。		会計法等の問題がクリアになれば、貴庁として他に手当てを希望すべき事項がないかどうかについてご提示願いたい。	d		公金収納は会計法等に基づいて行われており、本件について当庁が代表して回答できる立場にないことは前回回答したとおりである。 なお、交通反則通告制度は、反則金の納付により公訴を提起されず、又は家庭裁判所の審判に付されないこととなるものであり、反則者の自主的な選択によって納付が行われていることにかんがみると、仮に交通違反の反則金のクレジットカード納付が実現しても、行政コストの削減、あるいは行政サービスの向上につながるものではなく、さらに、インターネットによる納付の場合、違反者の氏名、反則金の額等の入力や反則者自身が行うこととなること、誤入力による過誤納がかなりの件数発生すると推定され、是正のための事務量の増加や反則者の権利利益に重大な影響を及ぼす可能性がある。また、道路交通法の反則者の便益のために、新システムを公費により費用支出することは適当ではないと考える。
zA050003	全府省	官公庁へのコーポレートカード及び購買カードの導入	会計法 国家公務員等の旅費に関する法律 等	出張旅費、物品購入代金等の支払は、会計法、国家公務員等の旅費に関する法律等の規定に基づいて実施されており、通常旅行者、業者等の口座への振り込みによる支払が行われているが、海外のホテル等で宿泊料等を支払う際に、見積書の入手、海外送金等の便宜上の理由から、責任者を会計法上の分任支出負担行為担当官に指定し、クレジットカードによる支払を行っているところ。	d		今後も現行法令で対応し得る範囲内において、個別の事情等を考慮し、必要があれば適宜クレジットカードの使用の是非を検討する。		各省庁で発生する出張旅費や物品購入などの支払いをクレジットカードや購買カード(職員食堂など使用できる場所を限定したカード)で支払う事について、規制の有無について改めて確認させていただきたい。(ある場合には、具体的な法律・通達名も併せてご教示いただきたく、お願いします。)			当庁に個別の規制はない。

全国規模の規制改革要望事項一覧(様式A)

管理コード	制度の 所管省庁等	項目	要望 管理番号	要望事項 管理番号	要望 事項 補助 番号	要望 事項 補助 番号2	要望主体名	要望 事項 番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	その他 (特記事項)
zA050002	警察庁 財務省	交通違反反則金のクレジットカードによるインターネット納付	5075	5075A001	1	1	株式会社ジェーシービー	1	交通違反反則金のクレジットカードによるインターネット納付	インターネット上での反則金のクレジットカード納付実現	クレジットカード会社が反則金納付ポータルサイトを設置し、違反者は納付書の記載情報・クレジットカード情報を同サイトに入力して、クレジットカード会社へ決済可否を確認。 決済可能と判定した場合、クレジットカード会社は入力された納付書記載情報・納付完了を電子的な手段にて各県警等関係機関に通知。 後日国庫に対し当該反則金の支払いをクレジットカード会社が立替払い方式にて行い、国から立替払いに必要となる費用の支払いを受ける。	・昨年度の規制緩和要求において同様の要望がなされているが、明確な見解がなく否定されているところ。国税・地方税については第三者納付が認められており、本件に関して否定するのであればその論点を明示いただくとともに、実現に必要な措置を願いたい。 ・クレジットカードという支払い手段は既に各分野において一般化しており、利用者の利便性も高い。本件実現により、納付書の再発行も減少し、各機関における業務効率化・刑事手続き適用減少が見込まれる。 ・電子化にあたっては、既に各公金においてマルチペイメントネットワークを活用した預貯金からの収納が実施されている。反則金についても、同様の措置により電子化自体は問題ないものであり、クレジットカードのインターネット収納基盤を構築することにより実現可能と考える。	
zA050003	全府省	官公庁へのコーポレートカード及び購買カードの導入	5103	5103B002	1	1	株式会社オーエムシーカード	2	官公庁へのコーポレートカード及び購買カードの導入	官公庁の経費及び購買決済に関し、その簡素化、省力化、処理コストの削減、会計の透明性を図る目的で、電子化された支払インフラを導入するためにノウハウを有する民間業者がそのインフラを提供する	官公庁の一般経費及び購買決済に関し、その簡素化、処理コストの削減、会計の透明性を図ることに寄与できるクレジット決済の導入		

全国規模の規制改革要望事項一覧(様式A)

管理コード	制度の 所管省庁等	項目	該当法令等	制度の現状	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要 (対応策)	その他	当室からの 再検討要請	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要 (対応策)
zA050003	全府省	公務員経費のカード決済	会計法 国家公務員等の旅費に関する法律 等	出張旅費、物品購入代金等の支払は、会計法及び国家公務員等の旅費に関する法律等の規定に基づいて実施されており、通常旅行者、業者等の口座への振り込みによる支払が行われているが、海外のホテル等で宿泊料等を支払う際に、見積書の入手、海外送金等の便宜上の理由から、責任者を会計法上の分任支出負担行為担当官に指定し、クレジットカードによる支払を行っているところ。	d		今後も現行法令で対応し得る範囲内において、個別の事情等を考慮し、必要があれば適宜クレジットカードの使用の是非を検討する。		各省庁で発生する出張旅費や物品購入などの支払いをクレジットカードや購買カード(職員食堂など使用できる場所を限定したカード)で支払う事について、規制の有無について改めて確認させていただきたい。(ある場合には、具体的な法律・通達名も併せてご教示いただきたく、お願いします。)			当庁に個別の規制はない。
zA050003	全省庁	省庁へのコーポレートカード及び購買カードの導入(新規)	会計法 国家公務員等の旅費に関する法律 等	出張旅費、会議開催のための物品購入代金等の支払は、会計法、国家公務員等の旅費に関する法律等の規定に基づいて実施されており、通常旅行者、業者等の口座への振り込みによる支払が行われているが、海外のホテル等で宿泊料等を支払う際に、見積書の入手、海外送金等の便宜上の理由から、責任者を会計法上の分任支出負担行為担当官に指定し、クレジットカードによる支払を行っているところ。	d		今後も現行法令で対応し得る範囲内において、個別の事情等を考慮し、必要があれば適宜クレジットカードの使用の是非を検討する。		各省庁で発生する出張旅費や物品購入などの支払いをクレジットカードや購買カード(職員食堂など使用できる場所を限定したカード)で支払う事について、規制の有無について改めて確認させていただきたい。(ある場合には、具体的な法律・通達名も併せてご教示いただきたく、お願いします。)			当庁に個別の規制はない。

全国規模の規制改革要望事項一覧(様式A)

管理コード	制度の 所管省庁等	項目	要望 管理番号	要望事項 管理番号	要望 事項 補助 番号	要望 事項 補助 番号2	要望主体名	要望 事項 番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	その他 (特記事項)
zA050003	全府省	公務員経費のカード決済	5109	5109B007	1	1	株式会社オリエントコーポレーション・オリファサービス債権回収株式会社	7	公務員経費のカード決済		事務の合理化	公務員等の出張その他の公務による代金を簡易な方法決済する	
zA050003	全省庁	省庁へのコーポレートカード及び購買カードの導入【新規】	5053	5053A160	1	1	(社)日本経済団体連合会	160	省庁へのコーポレートカード及び購買カードの導入【新規】	省庁における決済業務電子化の一環として、現在、経済産業省が実験的に導入している出張、会議開催などにおけるクレジットカードの活用を進め、コーポレートカードや購買カードの本格導入に向けた検討を進めるべきである。		省庁の決済業務において、民間事業者のノウハウを活用したクレジットカードや購買カードを活用することによって、業務の簡素化、コスト削減、会計の透明性向上などが期待される。	現在、経済産業省において、出張、会議開催用としてコーポレートカードが実験的に導入されている。



全国規模の規制改革要望事項一覧(様式A)

管理コード	制度の 所管省庁等	項目	該当法令等	制度の現状	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要 (対応策)	その他	当室からの 再検討要請	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要 (対応策)
zA050003	全府省	クレジットカード決済による支払業務	会計法 国家公務員等の旅費に関する法律 等	出張旅費、物品購入代金等の支払は、会計法、国家公務員等の旅費に関する法律等の規定に基づいて実施されており、通常旅行者、業者等の口座への振り込みによる支払が行われているが、海外のホテル等で宿泊料等を支払う際に、見積書の入手、海外送金等の便宜上の理由から、責任者を会計法上の分任支出負担行為担当官に指定し、クレジットカードによる支払を行っているところ。	d		今後も現行法令で対応し得る範囲内において、個別の事情等を考慮し、必要があれば適宜クレジットカードの使用の是非を検討する。		各省庁で発生する出張旅費や物品購入などの支払いをクレジットカードや購買カード(職員食堂など使用できる場所を限定したカード)で支払う事について、規制の有無について改めて確認させていただきたく、お願いします。(ある場合には、具体的な法律・通達名も併せてご教示いただきたく、お願いします。)			当庁に個別の規制はない。
zA050004	警察庁、法務省	日本籍船でのカジノの自由化	刑法第185条、第186条	いわゆるカジノについては、刑法の賭博罪との関係から、その実施に当たっては、新たな立法措置が必要である。	c		カジノについては、刑法の賭博罪との関係から、その実施に当たっては、新たな立法措置が必要である。また、カジノ実施に伴い、暴力団や外国人犯罪組織等の関与のほか、少年の健全育成への悪影響、風俗環境の悪化等が懸念され、カジノの実施を検討する場合には、これら諸問題を十分に考慮することが必要である。 したがって、カジノを実施するための立法が検討される場合には、警察庁としては、これらの治安上の観点から、その議論に加わり、必要な意見を申し述べて参りたい。					

全国規模の規制改革要望事項一覧(様式A)

管理コード	制度の 所管省庁等	項目	要望 管理番号	要望事項 管理番号	要望 事項 補助 番号	要望 事項 補助 番号2	要望主体名	要望 事項 番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	その他 (特記事項)
zA050003	全省庁	クレジットカード決済による支払業務	5096	5096A003	1	1	株式会社クレディセゾン・株式会社富士通総研	3	クレジットカード決済による支払業務	各省庁で発生する出張旅費や物品購入などの支払いを職員による立替精算や請求書支払でなく、クレジットカード支払で行うことに対する規制緩和(運用変更)をしていただきたい。	出張旅費や物品購入等の支払業務をクレジットカード払いで行い、仮払・立替払や請求書払いなどの業務処理を各職員にクレジットカードを配布し、業務を効率化・簡素化する。	前改定案に対し御省より「出張に係る経費については、厚生労働省においても個人所有のカードをもって精算している事例はあるところである。要望の国が出張者に対してクレジットカードを交付し、そのカードで決済することは、使用にあたっての公私混同の問題、カード決済が出来ない経費(バス代等)についての事務の煩雑化などの問題があることから現状では困難であると考え。なお、物品購入については、支出負担行為及び支出の確認、支出に関する書類が必要なことから現行の法制度では困難である。」との回答をいただいた。多くの省庁において既に実施済みであり問題が発生していないことから、公私混同や事務の煩雑化の問題はないものと考え。物品購入についても現行制度内で既に実施している省庁もあることから、確認や書類の問題はクリア可能と考え。このため、御省においても導入をお願いしたい。	
zA050004	警察庁、法務省	日本籍船でのカジノの自由化	5022	5022A006	1	1	社団法人日本船主協会	6	日本籍船でのカジノの自由化	日本籍船では現行刑法が適用されるため、公海上であってもカジノが禁止されているが、カジノの運営が非合法とならないよう所用の法整備を行う。		国民への健全な娯楽を提供し、クルーズ客船事業の振興を図るため、日本籍船でのカジノの自由化を行うこと。	

全国規模の規制改革要望事項一覧(様式A)

管理コード	制度の 所管省庁等	項目	該当法令等	制度の現状	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要 (対応策)	その他	当室からの 再検討要請	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要 (対応策)
zA050005	国土交通省 警察庁	内航輸送用トレーラー・シャーシの 車庫に関する規定の見直し	自動車の保管場所 の確保等に関する法 律第3条	自動車の保有者は、道路上の場所以外 の場所において、当該自動車の保管 場所を確保しなければならないことと されている。 道路運送法第2条第2項に規定する 自動車運送事業又は貨物利用運送事 業法第2条第8項に規定する第二種貨 物利用運送事業の用に供する自動車 については、道路運送法、貨物自動車 運送事業法又は貨物利用運送事業法 において、事業用自動車の数並びに自 動車車庫の位置及び収容能力を事業 計画の記載事項とすることにより、保管 場所確保義務の履行の確保が図られ ている。	c		平成16年中における路上に駐車中のトレーラー・シャーシ に対する衝突による人身事故は、32件(死者7人、重傷8 人、軽傷25人)発生している状況にあること、季節、天候、 積雪等により通行に供されるシャーシの数が日々変動し特 定できないこと等を踏まえ、御提案を検討するに、その実現 には、「複数台登録」により形式的には保管場所が減少し ても、路上に溢れ出るシャーシが出現しないよう、港湾を管 理する自治体又は事業者団体等において、少なくとも、特 別対象シャーシのための排他的駐車スペースを確保し必要に 応じ直ちに提供する体制を整え変動に対応するとともに、 シャーシの管理が不適切になされていないかを確認する等 の担保措置を責任を持って確実に講じることにより、事業者 ごとに実質的に必要となる保管場所の数を特定する必要 がある。このため、港湾を管理する自治体又は事業者団体等 からかかる担保措置の提案があれば、その担保措置の内容 を見定めた上、それが確実に講じられる見通しが得られ るときは、その担保措置を前提に「保管場所を確保したと 解釈できる場合を示すことも考えられるが、現在のところ、そ のような見通しを得られるような御提案はいただけていない ところである。 自動車の保管場所の確保等に関する法律第2条第3号で は、保管場所の定義を「車庫、空地その他自動車通常 保管するための場所をいう。」と規定しており、保管場所と して認められる場合は「自動車を通常保管するための場 所」と言えるか否かである。 したがって、港湾地区の公共バスの後背地を保管場所 とすることについては、道路上の場所以外の場所であって、 独占排他的に保管場所として使用する権限を有し、法令等 に定める自動車の使用の本拠の位置との間の距離等の要 件を満たしているのであれば保管場所として認め得るが、 フェリー等の船内のスペースは、当該フェリー等が輸送する 貨物を積載するための場所であり、自動車を通常保管す ための場所とは言えず、保管場所とは認められない。		特定の港(例えば公共バスの後背地 の広い港など)について、複数台登録を 可能にするなど、一部で緩和する事の 可否について改めて検討され、示され たい。	c		港湾地区の公共バスの後背地を保管場 所とすることについては、道路上の場所以外 の場所であって、独占排他的に保管場所と して使用する権限を有し、法令等に定める自 動車の使用の本拠の位置との間の距離等 の要件を満たしているのであれば保管場所 として認め得ると考える。 しかしながら、路上に駐車中のトレー ラー・シャーシへの追突(人身)事故の発生 が、後を絶たないこと、季節、天候、気象等 により通行に供されるシャーシの数が日々変 動し特定できないこと等を踏まえ、御提案 を検討するに、その実現には、「複数台登録 」により形式的には保管場所が減少して も、路上に溢れ出るシャーシが出現しないよ う、港湾を管理する自治体又は事業者団体 等において、少なくとも、特別対象シャーシ のための排他的駐車スペースを確保し必要 に応じ直ちに提供する体制を整え変動に対 応するとともに、シャーシの管理が不適切 になされていないかを確認する等の担保措 置を、責任を持って確実に講じることにより、 事業者ごとに実質的に必要となる保管場所 の数を特定する必要がある。このため、港 湾を管理する自治体又は事業者団体等か らかかる担保措置の提案があれば、その担 保措置の内容を見定めた上、それが確実に 講じられる見通しが得られるときは、その担 保措置を前提に「保管場所を確保したと解 釈できる場合を示すことも考えられるが、そ のような見通しを得られるような御提案がな いまま、特定の港について、複数台登録を 可能にするなど、一部で緩和することはでき ない。
zA050006	警察庁	制限外積載許可の一括申請可能 化	道路交通法第57条 及び第58条	貨物が分割できないものであるため、 政令で定める積載重量等の制限を超え る場合は、警察署長の許可を受けなけ ればならない。	c		制限外積載許可は、原則として一個 の運転行為ごとに行うべきものである が、同一運転者により定期的に反復、 継続して行われる運転行為について は、申請者の負担を軽減するとともに、 行政事務の合理化を図るため、車両 が同一であること、同一品目の貨物 を同一の積載方法で運搬すること及び 運転経路が同一であることを条件と して、包括して一個の運転行為とみな して許可しているところである。 また、上記3要件を満たす場合で、運 転者が複数の場合は、その全員を申請 者とし、申請書の申請者欄に連記する ことを可能としているところである。 このように、制限外積載許可の一括 申請については、既に可能な限り申請 者の負担軽減に配慮した取扱いを行っ ているところ、要望内容にある制限外 積載許可申請では、運転者、車両、経 路のいずれも特定されおらず、当該 申請に係る車両の通行上の支障の有 無について道路及び交通の状況に応じ た的確な審査をすることができないお それがあるため、交通の安全と円滑を 確保するという観点から、御要望の趣 旨におたえすることはできない。		回答では「要望内容にある制限外積載 許可申請では、運転者、車両、経路の いずれも特定されおらず、当該申請 に係る車両の通行上の支障の有無に ついて道路及び交通の状況に応じた 的確な審査をすることができない」と のことであるが、要望者は、重複する資料 の削減等による事務処理負担軽減の 観点から、特定された複数の経路等 について、一括して申請することを求 めているものであり、特定された個々の 経路等について個別に審査を行うこと は可能と考えられることから、この点に ついての具体的な対応策を更に検討さ れ、示されたい。	d		制限外積載許可の申請については、 申請書を出発地警察署長へ提出して 行うこととされており、その際警察署長 は運転経路図その他の審査に必要な 書類の添付を求めることがあるが、運 転者、車両及び経路が特定された複数 の制限外積載許可を同時に申請する 場合で、添付資料が重複するときは、 警察署長の判断でこれを省略すること も可能であるので、具体的な申請の手 続等について出発地警察署と相談して いただきたい。

全国規模の規制改革要望事項一覧(様式A)

管理コード	制度の 所管省庁等	項目	要望 管理番号	要望事項 管理番号	要望 事項 補助 番号	要望 事項 補助 番号2	要望主体名	要望 事項 番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	その他 (特記事項)	
zA050005	国土交通省 警察庁	内航輸送用トレーラー・シャーシの 車庫に関する規定の見直し	5022	5022A008	1	1	社団法人日本船主協会	8	内航輸送用トレーラー・シャーシの車庫 に関する規定の見直し	内航輸送用シャーシ運用上においては、 登録用車庫確保の負担が所有者に強い られる一方、その車庫はほとんど利用さ れておらず、現在の規制は利用実態に そぐわないため、内航輸送用シャーシに ついては、車庫一台のスペースで複数 台登録できるようにすべきである。さら に、こうしたトレーラー・シャーシの特 殊性から港頭地区の公共バスの後背地 およびフェリー・RORO船の船内のス ペースを車庫として認めるべきである。		自動車の保有者は車庫法により保管場 所を確保しなくてはならないが、海上輸 送用トレーラー・シャーシについても一 般のトラック同様、同法が適用されてい る。しかし、内航輸送用シャーシの車庫の 利用実態は、船内及び港頭地区の駐車 場に限られ、かつ運用上常時海上輸送 のものもある。トレーラーヘッド、シャ ーシ夫々1台ずつの車庫取得に加え、港 頭地区におけるヤードの確保が仕出し 地/仕向け地両方で必要となり、実質 取扱いトレーラー・シャーシの約4倍 の車庫の確保が必要となる。このた め、モーダルシフトに資する海上輸 送用に利用されるシャーシについて は、利用実態に合わせた車庫に関 する規制を見直し、車庫一台の スペースで複数台登録できるように すべきである。また、こうした トレーラー・シャーシの特殊性から 港頭地区の公共バスの後背地およ びフェリー・RORO船の船内の スペースを車庫として認めるべき である。		
zA050006	警察庁	制限外積載許可の一括申請可能 化	5028	5028A002	1	1	(社)日本建設機械工業会	2	制限外積載許可の一括申請可能化	制限外積載許可申請において、運転手・ 車両・経路が複数となる場合に、一括 し1件で申請することを可能として いただきたい。		(1)「制限外積載許可」の申請は、運 転手・車両・経路のいずれかが異な れば、それぞれに申請書の提出が必 要である。そして、工場から港湾 や販売店への輸送の場合、「制限外 積載許可」期間が3ヶ月間として も年4回の申請となるので、事務 処理負担が大きい。また申請時 提出する資料には重複するもの がある(特殊車両通行許可証のコ ピー)。運転手・車両・経路につ いて複数のもの一括申請が可能 となれば、申請側・審査側双方 の事務処理作業を簡素化でき る上、提出資料枚数も削減でき る。	(2)「特殊車両通行許可」申請では、 複数経路につき一括して申請する ことが認められている。	ここで、経路とは「車両毎に特殊 車両通行許可証で許可された全 経路の内の一部、または全部」 を考えています。

全国規模の規制改革要望事項一覧(様式A)

管理コード	制度の 所管省庁等	項目	該当法令等	制度の現状	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要 (対応策)	その他	当室からの 再検討要請	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要 (対応策)
zA050007	警察庁、外務省	技術者等の入国規制緩和	出入国管理及び難民認定法	我が国が査証免除していない国の国民は査証が必要である。	c		平成16年中の検挙件数・人員が共に過去最多を記録するなど、来日外国人による犯罪が深刻化している。 入国・滞在資格を悪用して不法滞在・不法就労する者や研修制度等を悪用して安価な労働力を確保するために外国人を不法に就労させる者が多数存在し、これが温床となって来日外国人による犯罪が多発する現状において、治安、出入国管理その他日本社会に与える様々な影響について十分な考慮がなされ、これに対する所要の措置が講じられない限り、提案を実施することは適当でない。					
zA050008	外務省 厚生労働省 法務省 警察庁	中国を始め東南アジアからのサービス産業従業員の入国規制緩和	出入国管理及び難民認定法	外国人が日本国内で就労を行うためには、就労可能な在留資格が必要であり、在留資格ごとに定められた期間、範囲で就労を行うことができる。	c		平成16年中の検挙件数・人員が共に過去最多を記録するなど、来日外国人による犯罪が深刻化している。 入国・滞在資格を悪用して不法滞在・不法就労する者や研修制度等を悪用して安価な労働力を確保するために外国人を不法に就労させる者が多数存在し、これが温床となって来日外国人による犯罪が多発する現状において、治安、出入国管理その他日本社会に与える様々な影響について十分な考慮がなされ、これに対する所要の措置が講じられない限り、提案を実施することは適当でない。					

全国規模の規制改革要望事項一覧(様式A)

管理コード	制度の 所管省庁等	項目	要望 管理番号	要望事項 管理番号	要望 事項 補助 番号	要望 事項 補助 番号2	要望主体名	要望 事項 番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	その他 (特記事項)
zA050007	警察庁、外務省	技術者等の入国規制緩和	5034	5034A014	1	1	(社)関西経済連合会	14	技術者等の入国規制緩和	中国をはじめ日本に入国する際に規制を受ける国であっても、来日の目的が研修、技術会議、設備・装置の確認等であることが確認できる技術者の場合、ビザを不要としてほしい。また、その際の手続き・承認等にかかる時間を短縮できるよう、諸々の整備をお願いしたい。		ジャストインタイム、必要とされる時間に来日が可能となれば、スケジュール組みに自由度が得られ、仕事効率も向上し、時間管理、効率活用、信頼等のため	
zA050008	外務省 厚生労働省 法務省 警察庁	中国を始め東南アジアからのサービス産業従業員の入口規制緩和	5034	5034A015	1	1	(社)関西経済連合会	15	中国を始め東南アジアからのサービス産業従業員の入口規制緩和	現在フードサービス業に従事する人口は400万人を超える状況ですが、特に若者がIT関連分野に転職するものも多く、全体的に人手不足であり、今後の少子化を含め重要な問題である。就労査証の発給緩和を求める。		調理分野・サービス分野の労働者の人口管理規制を緩和して欲しい。	

全国規模の規制改革要望事項一覧(様式A)

管理コード	制度の 所管省庁等	項目	該当法令等	制度の現状	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要 (対応策)	その他	当室からの 再検討要請	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要 (対応策)
zA050009	中国人に対する 査証の発給緩和： 外務省 警察庁	ワーキングビザ及び観光ビザ発給 の緩和	出入国管理及び難 民認定法	我が国が査証免除措置していない国の 国民は査証が必要である。 なお、中国人の訪日団体観光査証 の発給地域は、これまで1市4省に限ら れていたが、平成17年7月25日より中 国全土に拡大されている。	c		平成16年中の検挙件数・人員が共 に過去最多を記録するなど、来日外国 人による犯罪が深刻化している。 入国・滞在資格を悪用して不法滞在・ 不法就労する者や研修制度等を悪用し て安価な労働力を確保するために外国 人を不法に就労させる者が多数存在 し、これが温床となって来日外国人によ る犯罪が多発する現状において、治 安、出入国管理その他日本社会に与え る様々な影響について十分な考慮がな され、これに対する所要の措置が講じ られない限り、提案を実施することは適 当でない。					
zA050010	就労査証の発給 緩和：外務省 法務省 厚生労 働省 警察庁	ワーキングビザ及び観光ビザ発給 の緩和	出入国管理及び難 民認定法	外国人が日本国内で就労を行うため には、就労可能な在留資格が必要であ り、在留資格ごとに定められた期間、範 囲で就労を行うことができる。	c		平成16年中の検挙件数・人員が共 に過去最多を記録するなど、来日外国 人による犯罪が深刻化している。 入国・滞在資格を悪用して不法滞在・ 不法就労する者や研修制度等を悪用し て安価な労働力を確保するために外国 人を不法に就労させる者が多数存在 し、これが温床となって来日外国人によ る犯罪が多発する現状において、治 安、出入国管理その他日本社会に与え る様々な影響について十分な考慮がな され、これに対する所要の措置が講じ られない限り、提案を実施することは適 当でない。					

全国規模の規制改革要望事項一覧(様式A)

管理コード	制度の 所管省庁等	項目	要望 管理番号	要望事項 管理番号	要望 事項 補助 番号	要望 事項 補助 番号2	要望主体名	要望 事項 番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	その他 (特記事項)
zA050009	中国人に対する 査証の発給緩和： 外務省 警察庁	ワーキングビザ及び観光ビザ発給 の緩和	5034	5034A016	1	1	(社)関西経済連合会	16	ワーキングビザ及び観光ビザ発給の緩和	ワーカー不足傾向は明らかであり、FTA 絡みの対フィリピンワーカーへのワーキ ングビザ発給等の緩和が望まれる。又、 中国人に対するビザ発給も実質的に 様々規制があり取引に支障がある。中 国人に対する査証発給の緩和を求め る。		要望内容の通り	
zA050010	就労査証の発給 緩和：外務省 法務省 厚生労働省 警察庁	ワーキングビザ及び観光ビザ発給 の緩和	5034	5034A016	2	1	(社)関西経済連合会	16	ワーキングビザ及び観光ビザ発給の緩和	ワーカー不足傾向は明らかであり、FTA 絡みの対フィリピンワーカーへのワーキ ングビザ発給等の緩和が望まれる。又、 中国人に対するビザ発給も実質的に 様々規制があり取引に支障がある。		要望内容の通り	



全国規模の規制改革要望事項一覧(様式A)

管理コード	制度の所管省庁等	項目	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	当室からの再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)
zA050011	警察庁	既存の一般道路の改築による、交通安全と高速走行を両立させた「快速国道」の導入とその関連法見直し	道路交通法第4条第1項、第22条第1項	都道府県公安委員会は、道路標識等を設置及び管理して、道路における交通の規制をすることができる。 車両は、道路標識等によりその最高速度が指定されている道路においては、その最高速度を、その他の道路においては、政令で定める最高速度をこえる速度で進行してはならない。	d		一般道路における自動車の最高速度規制は、道路標識等により最高速度が指定されている道路においてはその最高速度が適用され、道路標識等により最高速度が指定されていない道路においては法定速度である時速60キロメートルが適用されることとされている(道路交通法第22条第1項及び道路交法施行令第11条)。 そして、道路標識等による最高速度規制については、都道府県公安委員会が、道路の設計速度、道路構造、自動車の実勢速度、交通量、交通事故の発生状況、交通安全施設等の整備状況、沿道環境等の諸条件を総合的に勘案して個別に決定しており、都道府県公安委員会が具体的な道路の区間についてこれらの諸条件を総合的に勘案した結果、交通の安全と円滑の確保、騒音、振動等の交通公害の防止、沿道住民の意向等の観点から問題がないと判断する場合は、道路標識等により法定速度を超える最高速度を指定することも法律上可能である。 なお、具体的な最高速度規制の要望については北海道警察に相談していただきたい。					
zA050012	警察庁	撤去自転車の返還業務における防犯登録参照業務の効率化	自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律第6条第1項、同条第6項、第12条第3項	自転車の防犯登録は、自転車の盗難を防止、盗難自転車の被害回復、放置自転車を撤去した際の所有者照会に資することを目的としており、都道府県警察が、市町村から市町村長が撤去した自転車等に関する資料の提供を求められたときは、速やかに協力するものとされており、提供された資料は、自転車所有者への返還等に活用されている。また、一部自治体においては、警察署長と市町村長との協定に基づき、電磁的記録による資料の提供が実施され、当該業務の迅速・効率化が図られているところであり、警察庁では、各都道府県警察が電磁的記録による資料提供方式を促進し、業務の迅速・効率化が図れるよう指導しているところである。	d		市町村から市町村長が撤去した自転車等に関する資料の提供を求められた場合は、自転車法の規定に基づき、各都道府県警察が資料の提供を行っているところであり、御提案のように、オンラインで資料を参照できる権限を自治体に付与することについては、それを妨げる国の法令はなく、各都道府県警察において検討されるべきものである。		警察庁では、各都道府県警察における業務の迅速・効率化が図れるよう指導しているとのことであり、要望者からの再意見を踏まえ、御検討いただきたい。  (要望者再意見) 防犯登録に関する住所、氏名、電話番号などのデータは個人情報に相当するものと考えます。つきましては、警察庁様としての個人情報取り扱いの規定や保護の考え方、各都道府県様に提示しているガイドライン等をご教示願います。今後、各都道府県警察と検討を進めるにあたり、指針といたしく宜しくお願いします。また、防犯登録番号に関するデータの提供を電子媒体でなくさらに進めてネットワーク経由でのオンライン処理方式にて行うことは可能でしょうか。輸送途中での紛失事故を防ぐこともできます。 もしオンライン処理方式が可能な場合、運用体制として各都道府県警察が個別に対応するのではなく、全国一元管理対応する部門を設けることはいかがでしょうか。業務集約化の効果も大いに期待されます。オンラインであれば、受け渡しに関する空間的な制約がなくなりますので、各々の地元で対応しなくてもよく、省力化が出来ます。更に業務の標準化、セキュリティー強化等を全国統一して一元的に進めることが出来ると考えます。つきましては、本方式および運用体制に関するお考えをお聞かせ願います。	d		御提案の「オンライン処理方式」については、前回回答のとおり、オンラインを行うことを妨げる国の法令はなく、各都道府県警察において検討されるべきものである。 また、都道府県警察間の情報交換については、特段の支障が生じておらず、現状においては、御提案の自転車の防犯登録に係る情報の全国一元化を行うべき特段の事情は認められない。

全国規模の規制改革要望事項一覧(様式A)

管理コード	制度の 所管省庁等	項目	要望 管理番号	要望事項 管理番号	要望 事項 補助 番号	要望 事項 補助 番号2	要望主体名	要望 事項 番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	その他 (特記事項)
zA050011	警察庁	既存の一般道路の改築による、交通安全と高速走行を両立させた「快速国道」の導入とその関連法見直し	5038	5038A002	1	1	諏訪光司(個人)	2	既存の一般道路の改築による、交通安全と高速走行を両立させた「快速国道」の導入とその関連法見直し	特に北海道の一般道路は積雪に対応する為元々道路幅が広く作られているため、冬季以外の郊外の幹線道路では流れが80～90km/hはあるが、その流れに乗る派と法定速度遵守派との間での無理な追い越しが日常茶飯事になっている実態がある。それに原因すると思われる対向車線はみ出し衝突死亡事故が北海道は特に多い。そこで、自動車、道路関連フリージャーナリストの清水草一氏は既存の一般道路に一定間隔で中央分離帯付の追越車線を設けて自専道とし、制限速度も80km/h程度にする(積雪時除く)、市街地や信号の手前では制限速度を下げ安全性を確保。	という「快速国道」の提案をしています。私は対面2車線部にも簡易中央分離帯(「ブロック・ポストコーン」)高速道路の暫定2車線開通区間にあるような)を付ければ安全性は更に高まると考えます。北海道に限らず、一般道路の渋滞とは無縁な交通需要甚少地域に安全性が高いと巨費を投じて有料高速道路を建設しても結局誰も利用しないので全く意味が無く、無駄を作り続けているのが日本の現在の道路行政です。このような地域は新規の高速道路建設よりも一般道路の「快速国道」への改築のほうがコストが安く、交通安全性も高まりはるかに有益です。	既存の一般道路は設計速度が60km/hだからこのような道路改築をしても制限速度緩和は出来ない」と警察庁は反論するでしょうが、しかしこの設計速度で決められている基準というのはカーブ半径、坂の勾配、見通しの距離(道路構造令 第十四条～二十五条)でここで直線部に限ればカーブ半径は関係が無く、あとは坂の勾配と見通しの距離ですが、平野部で見通しの良い道路ならば80km/h基準は楽にクリアするはずですが、したがって、直線部のみ80km/h制限への緩和は設計速度上も問題ないわけでは	
zA050012	警察庁	撤去自転車の返還業務における防犯登録参照業務の効率化	5041	5041A001	1	1	日本電気株式会社	1	撤去自転車の返還業務における防犯登録参照業務の効率化	主に都市部で問題となっている放置自転車対策業務は自治体が行っている。一方、自転車の防犯登録に関する諸情報データは警察が管理している。自治体は、撤去収容した自転車の所有者を把握するために、その都度、警察へ防犯登録番号から所有者の照会をかけている。この照会業務を効率的にかつ正確に行うため、オンラインで自治体から警察のデータを参照できる権限を認めていただきたい。撤去した自転車について、被害届けが出ているか否かを確認する必要がある。業務上、警察と自治体の連携は必須である。迅速な盗難自転車発見により、警察においては被害届けの迅速な取り下げ(犯罪件数の減少)という効果が見込め、自治体は住民サービスの向上(放置自転車ではないので、無償で所有者に返還)、自転車所有者は盗難自転車の早期還付など、それぞれ効果が見込める。	現在、紙ベースで行っている照会業務を、オンラインによる即時参照(若しくは、オンラインによる電子媒体での受け渡し)で実現する。個人情報保護法も考慮したデータの暗号化のようなセキュリティ対策も合わせて実現する。また、撤去自転車の集積所では、業務PCへのアクセスコントロールを必須とし、警察からの防犯登録番号一覧(所有者情報が入ったもの)は、自治体庁舎内の業務PCにのみ送られるようなセキュリティを考慮した仕組みとする。	(照会業務の効率化)・紙ベースでの参照に要する時間(10日から2ヶ月程)オンライン化で即日まで短縮化、手書きリストや引取り通知作成時の作業負担や転記ミスの防止、紙リストの搬送時の紛失防止・年間に全国の自治体や警察が処理する件数 撤去自転車総台数 250万台×70%(防犯登録率)=175万件 (波及効果)・所有者へ迅速に引き取り通知を行い、自転車の返還率向上(現在、平均52%)・自治体が負担する引取に出来ない自転車の廃棄費用の削減・放置自転車の撤去サイクルの短縮化(所有者へ早く返せるので保管スペースが空き、次の自転車を撤去収容できる)し、放置行為の抑止力となる・放置自転車問題の軽減の実現、都市問題の改善へ(放置自転車 緊急車両や歩行者の通行障害盗難やゴミ捨てなどモラル低下、都市美観を損なう)(将来構想)防犯登録業務の自治体窓口対応 自治体庁舎や駐輪場でも登録受付を行い、加入率を向上させる。転居に伴う防犯登録情報の更新も合わせて行う。 地域防犯パトロールで、盗難自転車と放置自転車のチェック業務の同時実施。駐輪場内への盗難自転車放置の早期発見など、盗難自転車の捜索業務の民間委託による、警察業務の選択と集中の実現	添付資料：撤去自転車の管理業務改善イメージ

全国規模の規制改革要望事項一覧(様式A)

管理コード	制度の 所管省庁等	項目	該当法令等	制度の現状	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要 (対応策)	その他	当室からの 再検討要請	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要 (対応策)
zA050013	警察庁 法務省	カジノ実現に必要な法整備	刑法第185条、第186 条	いわゆるカジノについては、刑法の賭博罪との関係から、その実施に当たっては、新たな立法措置が必要である。	c		<p>カジノについては、刑法の賭博罪との関係から、その実施に当たっては、新たな立法措置が必要である。また、カジノ実施に伴い、暴力団や外国人犯罪組織等の関与のほか、少年の健全育成への悪影響、地域の風俗環境の悪化等が懸念され、カジノの実施を検討する場合には、これら諸問題を十分に考慮することが必要である。</p> <p>したがって、カジノを実施するための立法が検討される場合には、警察庁としては、これらの治安上の観点から、その議論に加わり、必要な意見を申し述べて参りたい。</p>					
zA050014	外務省 警察庁 (短期滞在査証 の免除)	外国人旅行者に対する査証手続き の緩和	出入国管理及び難 民認定法	我が国が査証免除を実施している国・地域の者(一般旅券所持者)は、我が国への観光や保養等を目的とする在留資格「短期滞在」に該当する場合には、査証を取得することなく上陸許可申請を行うことができる。	c		我が国の不法残留者数約21万人の、不法残留となった直前の在留資格の約7割を「短期滞在」が占めている。こうした状況を踏まえると、期間限定の査証免除の実施結果や我が国における犯罪状況等を総合的に考慮し、必要な措置が講じられない限り、提案を実施することは適当でない。					

全国規模の規制改革要望事項一覧(様式A)

管理コード	制度の 所管省庁等	項目	要望 管理番号	要望事項 管理番号	要望 事項 補助 番号	要望 事項 補助 番号2	要望主体名	要望 事項 番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	その他 (特記事項)
zA050013	警察庁 法務省	カジノ実現に必要な法整備	5048	5048A008	1	1	東京都	8	カジノ実現に必要な法整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・カジノを実現するために、必要な法整備を行うこと。</li> <li>・その際に、地域の実情に即したカジノ運営を可能にするしくみとするなど、地方自治体の意向を十分踏まえるよう留意すること。</li> </ul>	カジノ開設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・カジノは、有力な観光資源であり、新たなゲーミング産業として、経済波及効果や雇用創出効果が大いに期待できる。</li> <li>・カジノは、現行法では、刑法の賭博および富くじに関する罪で規制されており実施することができない。</li> </ul>	
zA050014	外務省 警察庁 (短期滞在査証の免除)	外国人旅行者に対する査証手続きの緩和	5048	5048A009	1	1	東京都	9	外国人旅行者に対する査証手続きの緩和	<ul style="list-style-type: none"> <li>・観光目的で来訪する旅行者に対しては、一定要件(出入国管理及び難民認定法別表第一に掲げる「短期滞在」の場合、往復予約済航空券を所持している場合等)の下での査証の免除を行うこと。</li> <li>・愛知万博期間中における、韓国及び台湾から観光目的で来訪する旅行者に対する一時的な査証免除については、期間終了後も継続し、将来的にはその恒久化を図ること。</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>日本を訪れる外国人旅行者は、日本人海外旅行者の4分の1に過ぎなかったという状況に対し、都は、千客万来の世界都市・東京の実現を目指して、「東京都観光産業振興プラン」を策定し、外国人旅行者を増加させるための具体的な施策を展開している。</li> <li>今後、外国人旅行者数の拡大を図るためには、不便を来たしている現在の査証制度を改善することが必要である。短期滞在査証の免除を求める。</li> </ul>	

全国規模の規制改革要望事項一覧(様式A)

管理コード	制度の 所管省庁等	項目	該当法令等	制度の現状	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要 (対応策)	その他	当室からの 再検討要請	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要 (対応策)
zA050015	警察庁 法務省 (韓国・台湾に 対する短期滞在 査証免除の恒久 化)	外国人旅行者に対する査証手続き の緩和	出入国管理及び難 民認定法	愛知万博期間中の特例措置として、 韓国人に対しては2005年3月1日から9 月30日までの間、台湾については、身 分証番号が記載された台湾護照(旅 券)を持つ者に対しては、2005年3月11 日から9月25日までの間、短期滞在査 証の免除を実施している。	c		来日する韓国人や台湾居住者による 犯罪が多発しており、また、不法残留者 数も多く、不法残留となった直前の在留 資格のうち、韓国人にあつては約91%、 台湾居住者にあつては約97%を「短期 滞在」が占めている。両国に対する短 期滞在査証の免除の恒久化について は、こうした状況や、期間限定の査証免 除の実施結果、我が国における犯罪情 勢等を総合的に考慮し、旅券の偽変造 対策の強化等治安を確保するために 必要な措置が講じられるよう、継続的に 検討する必要がある。					
zA050016	法務省 警察庁 外務省	来日外国人・組織犯罪の防止	なし	「テロの未然防止に関する行動計画」 (平成16年12月10日、国際組織犯罪 等・国際テロ対策推進本部決定)の中 で、入国審査時における外国人入国者 からの指紋情報取得に係る制度導入 の方針が決定された。具体的制度設計 については、諸外国の動向を踏まえつ つ、個人情報保護の在り方を含めて 関係省庁間で検討中である。	b		バイオメトリクスを活用した出入国管 理体制の構築は、テロリスト、犯罪者及 び被退去強制者等の入国を阻止する 手段として有効であることから、早期の 実現にむけて必要な準備を図っている ところである。警察庁としては、指名手 配被疑者、ICPO手配被疑者等が入国 する際に、阻止等の必要な措置を的確 に講ぜられるよう、関係省庁と制度設 計を検討している。					

全国規模の規制改革要望事項一覧(様式A)

管理コード	制度の 所管省庁等	項目	要望 管理番号	要望事項 管理番号	要望 事項 補助 番号	要望 事項 補助 番号2	要望主体名	要望 事項 番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	その他 (特記事項)
zA050015	警察庁 法務省 (韓国・台湾に 対する短期滞在 査証免除の恒久 化)	外国人旅行者に対する査証手続き の緩和	5048	5048A009	2	1	東京都	9	外国人旅行者に対する査証手続きの緩和	<ul style="list-style-type: none"> <li>観光目的で来訪する旅行者に対しては、一定要件(出入国管理及び難民認定法別表第一に掲げる「短期滞在」の場合、往復予約済航空券を所持している場合等)の下での査証の免除を行うこと。</li> <li>愛知万博期間中における、韓国及び台湾から観光目的で来訪する旅行者に対する一時的な査証免除については、期間終了後も継続し、将来的にはその恒久化を図ること。</li> </ul>		<p>日本を訪れる外国人旅行者は、日本人海外旅行者の4分の1に過ぎなかったという状況に対し、都は、千客万来の世界都市・東京の実現を目指して、「東京都観光産業振興プラン」を策定し、外国人旅行者を増加させるための具体的な施策を展開している。</p> <p>今後、外国人旅行者数の拡大を図るためには、不便を来している現在の査証制度を改善することが必要である。韓国、台湾に対する短期滞在査証免除の恒常化を求める。</p>	
zA050016	法務省 警察庁 外務省	来日外国人・組織犯罪の防止	5048	5048A010	1	1	東京都	10	来日外国人・組織犯罪の防止	<p>在留資格審査の一層の厳格化を図るとともに、既にアメリカで実施されているバイオメトリックス(生体認証技術)を活用した入国審査の実施など、早期に入国審査を厳格化すること。</p>	<p>退去強制した不法滞在者の水際での再入国阻止などによる来日外国人犯罪の抑止</p>	<p>・出入国管理法の改正により、在留資格取消制度の創設や不法残留者の罰金額引上げが行われ、不法滞在者に対する取締りは一定の措置が講じられた。</p> <p>・また、バイオメトリックスを含めた入国審査の厳格化についても、平成18年の通常国会に法案を提出する方向で検討中とのことであり、一定の評価はできる。</p> <p>・しかしながら、不法入国の手法が、より悪質巧妙化している状況下、一日も早い入国審査の厳格化を求める。</p>	

全国規模の規制改革要望事項一覧(様式A)

管理コード	制度の 所管省庁等	項目	該当法令等	制度の現状	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要 (対応策)	その他	当室からの 再検討要請	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要 (対応策)
zA050017	法務省 警察庁 厚生労働省 外務省	外国人研修・技能実習制度の見直し(1)	技能実習制度に係る出入国管理上の取扱いに関する指針 技能実習制度推進事業運営基本方針	研修制度は、諸外国の青壮年労働者を日本に受け入れ、1年以内に、日本の産業・職業上の技術・技能・知識を支援することを目的とするものである。 技能実習制度は、研修期間と合わせて最長3年の期間において、研修生が研修により修得した技術・技能・知識を、雇用関係の下、より実践的かつ実務的なものとするを目的とするものである。	c		平成16年中の検挙件数・人員が共に過去最多を記録するなど、来日外国人による犯罪が深刻化している。 入国・滞在資格を悪用して不法滞在・不法就労する者や研修制度等を悪用して安価な労働力を確保するために外国人を不法に就労させる者が多数存在し、これが温床となって来日外国人による犯罪が多発する現状において、治安、出入国管理その他日本社会に与える様々な影響について十分な考慮がなされ、これに対する所要の措置が講じられない限り、提案を実施することは適当でない。					
zA050018	法務省 警察庁 厚生労働省 外務省	外国人研修・技能実習制度の見直し(2)[新規]	出入国管理及び難民認定法第7条1項第2号の基準を定める省令 在留資格「研修」に係る基準省令に関する法務省告示 技能実習制度に係る出入国管理上の取扱いに関する指針 技能実習制度の基本的枠組	技能実習制度は、研修期間と合わせて最長3年の期間において、研修生が研修により修得した技術・技能・知識を、雇用関係の下、より実践的かつ実務的なものとするを目的とするものである。	c		平成16年中の検挙件数・人員が共に過去最多を記録するなど、来日外国人による犯罪が深刻化している。 入国・滞在資格を悪用して不法滞在・不法就労する者や研修制度等を悪用して安価な労働力を確保するために外国人を不法に就労させる者が多数存在し、これが温床となって来日外国人による犯罪が多発する現状において、治安、出入国管理その他日本社会に与える様々な影響について十分な考慮がなされ、これに対する所要の措置が講じられない限り、提案を実施することは適当でない。					

全国規模の規制改革要望事項一覧(様式A)

管理コード	制度の 所管省庁等	項目	要望 管理番号	要望事項 管理番号	要望 事項 補助 番号	要望 事項 補助 番号2	要望主体名	要望 事項 番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	その他 (特記事項)
zA050017	法務省 警察庁 厚生労働省 外務省	外国人研修・技能実習制度の見直し(1)	5053	5053A032	1	1	(社)日本経済団体連合会	32	外国人研修・技能実習制度の見直し(1)	過去数年に亘り研修生・技能実習生の受け入れ実績があり、かつ不正行為等なく適正な運営を行なっている企業を優良事業者として認定し、一定の要件のもと、最長期間を5年に延長し、受け入れ人数枠を緩和するべきである。現地の技能者を多能工として育成する必要性が生じていることから、企業単独型であれば技能実習移行職種の認定を簡略化し、その組み合わせ実習も可能にするなど、企業実態にあわせて現行制度を柔軟に見直すべきである。もしくは、海外現地法人の初級現場監督者クラスの人材が日本国内で長期間(3年前後)の実務研修を行なうことを可能とするよう在留資格を整備すべきである。		今日の急速なグローバル化の進展と技術や業務運営の革新・複雑化に鑑み、より多くの外国人が長期間、日本国内で実務研修を行なう必要性が生じている。また、現地法人の現場スタッフを多能工として日本国内で育成するケースもあるが、現行制度は単一の職種という考え方が強く、多能工化には対応できていない。技能実習によって身につけた単一の技能では、帰国後、現地法人で活かすことができず、指導的な職務につくことができないことも考えられる。結果的に発展途上国への技術移転という制度の趣旨に則った活動が行えない。第3次出入国管理基本計画(2005年3月)では、「問題の少ない企業単独型研修は企業活動の変化等に応じた基準緩和を検討し、技能実習の対象職種も幅広く見直していく」とされており、見直しの際には上記の観点も考慮に入れるべきである。企業のグローバル展開によって現地スタッフの育成方法も多様化しており、そうした動きに研修・技能実習制度が対応できなければ、在留資格の改定、創設も含めて検討すべきである。	外国人研修・技能実習生制度については、財団法人国際研修協力機構(JITCO)が中心となり、「技能実習制度推進事業運営基本方針」に沿って運営されている。研修期間は技能実習と合わせて最長3年、受け入れ人数は当該受け入れ企業の常勤従業員数の5%(中小企業特例あり)となっており、技能実習移行対象職種は62職種114作業に限定されている。技能実習を行なう際、当該職種の作業はJITCOの指導により全労働時間の6割以上でなければならない。
zA050018	法務省 警察庁 厚生労働省 外務省	外国人研修・技能実習制度の見直し(2)[新規]	5053	5053A033	1	1	(社)日本経済団体連合会	33	外国人研修・技能実習制度の見直し(2)[新規]	外国人技能実習制度に関する在留資格の創設等 同制度における非実務研修、実務研修、技能実習の期間等について柔軟性を確保すべく、「技能実習」を前提として在留する外国人については、在留期間を通じた新たな在留資格を創設すべきである(例えば、新たな在留資格の下では、半年の研修と2年半の技能実習や母国で一定の研修を終了した場合には更なる研修期間の短縮と技能実習期間の長期化を可能とする)。技能実習の対象職種の拡大 技能実習の対象職種は、現在、その大半が製造業に係る職種であるが、サービス業を含め開発途上国等に高いニーズがあり、わが国において優れた知見・技術が蓄積されている分野等(例えばチェーン展開されている各種サービス事業等)について対象職種を拡大すべきである。 受入企業・技能実習生双方のニーズに基づく在留資格の変更	(具体的内容 右下の続き) 研修・技能実習生の中には、研修・技能実習で得た技能を母国において活かすのみならず、将来的にわが国経済社会の発展にも活かしたいと希望する者もあり、受入側にも担い手として引き続きの滞在を希望する者は少なくない。そこで、わが国の産業競争力、地域経済、国民生活の維持・強化に必要な分野について、特に高度な技能等を修得した者については、専門的・技術的分野の人材としてわが国において就労を認めることにつき、検討を進めるべきである。	研修生から技能実習生への移行者が2万人を超える等(2003年)、本制度がわが国および開発途上国において欠かせない制度となった今、研修・技能実習制度を適正かつ円滑に推進し一層充実させていくためには、運用の適正化とともに、制度自体の見直しも併せて行う必要がある。なお、日インドネシアEPAの協議において、インドネシア側からも、同制度の見直しについて、研修期間における待遇の改善、技能実習対象業種の拡大、実習後の就労等への要望が寄せられている。	現行の研修・技能実習制度は、1年間の「研修(非実務研修及び実務研修)」(生活実費として研修手当を支給)と2年間の「技能実習」(労働の対価として賃金を支給)の最長3年間で構成され、「技能実習」の対象職種は、技能検定等の対象となる62職種114作業に限定されている。また、技能実習修了後の就労は認められていない。2005年3月29日に策定された「第三次出入国管理基本計画」では、同制度の見直しとして、技能実習に係る在留資格の創設や実務研修中における法的保護の在り方、国際貢献に資する観点からの技能実習の対象職種の幅広い見直し、等が指摘されている。



全国規模の規制改革要望事項一覧(様式A)

管理コード	制度の 所管省庁等	項目	該当法令等	制度の現状	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要 (対応策)	その他	当室からの 再検討要請	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要 (対応策)
zA050019	外務省 警察庁	韓国に対する商用・観光ビザの免除【新規】	出入国管理及び難民認定法第6条	愛知万博期間中の特例措置として、韓国人に対しては2005年3月1日から9月30日までの間、台湾については、身分証番号が記載された台湾護照(旅券)を持つ者に対しては、2005年3月11日から9月25日までの間、短期滞在査証の免除を実施している。	c		来日する韓国人による犯罪が多発しており、また、不法残留者数も多く、不法残留となった韓国人の直前の在留資格の約91%を「短期滞在」が占めている。こうした状況や、期間限定の査証免除の実施結果、我が国における犯罪情勢等を総合的に考慮し、旅券の偽変造対策の強化等治安を確保するために必要な措置が講じられるよう、継続的に検討する必要がある。					
zA050020	全省庁	国・地方自治体向け金銭債権の証券化等に係る譲渡禁止特約の解除	なし	当庁との契約の際に取り交わされる契約書の条項には、当該契約によって発生する権利等を一部の場合を除き第三者に譲渡・承継することを禁じる債権譲渡禁止特約が盛り込まれているところ。	d		当庁においても、国の他の機関と同様、逐次債権譲渡禁止特約の部分的解除を実施しているところであるが、さらに債権譲渡禁止特約の解除の対象となる契約及び譲渡対象者を拡大する方向で検討中である。		要望者の以下の意見を踏まえ再検討願いたい。 「既に措置済みとしている省庁がある一方で、「検討する」と回答しつつ検討期間が明記されていない省庁があるなど、対応に相違があり、各省庁の統一かつ早急な対応を強く求める。」	d		当庁においても、国の他の機関と同様、逐次債権譲渡禁止特約の部分的解除を実施しているところであるが、さらに債権譲渡禁止特約の解除の対象となる契約及び譲渡対象者を拡大する方向で検討中である。

全国規模の規制改革要望事項一覧(様式A)

管理コード	制度の 所管省庁等	項目	要望 管理番号	要望事項 管理番号	要望 事項 補助 番号	要望 事項 補助 番号2	要望主体名	要望 事項 番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	その他 (特記事項)
zA050019	外務省 警察庁	韓国に対する商用・観光ビザの免除[新規]	5053	5053A111	1	1	(社)日本経済団体連合会	111	韓国に対する商用・観光ビザの免除[新規]	韓国を商用・観光ビザ免除国に含めるべきである。具体的には、現在、「愛・地球博覧会」の開催に伴い9月30日まで暫定的に採用されている韓国への商用・観光ビザ免除措置を恒久化すべきである。		外国旅行者を対象とした観光は、「ビジット・ジャパン・キャンペーン」に見られるように国の施策としても重要な意味をもち、また地域活性化の手段としても注目すべきものである。 特に、アジア諸国からの観光客は今後最も増加率が高いと予想されるが、アジア諸国で現在、商用・観光査証が免除されているのはシンガポール、ブルネイ、香港、マカオのみである。今後、査証免除対象国を増加させていくべきであり、特に、韓国については 現在訪日する外国人数の一番多い国が韓国であり、規制緩和が進めば日韓の交流が進み、一層の集客が見込めること イギリス、フランス、ドイツ等は韓国を査証免除国にしていること 韓国は日本人に対して査証免除措置をとっていること 現在万博に伴う期間限定査証免除が行われており、過去にもサッカーワールドカップ日韓共催時に期間限定査証免除を行った実績があること等に鑑み、早急に実現すべきである。	2005年3月現在、わが国は59カ国に対して商用・観光ビザを免除しているが、その中に韓国は含まれていない。
zA050020	全省庁	国・地方自治体向け金銭債権の証券化等に係る譲渡禁止特約の解除	5053	5053A143	1	1	(社)日本経済団体連合会	143	国・地方自治体向け金銭債権の証券化等に係る譲渡禁止特約の解除	各省庁・地方自治体向け金銭債権につき、速やかに譲渡禁止特約を廃止すべきである。そのため、各省庁共通のルール(譲渡先が金融機関の場合は債権譲渡禁止特約の適用除外とする、事前承認手続を大幅に簡素化する、債権譲渡に対する取扱を統一する)を策定することが求められる。地方公共団体に関しても同様の取扱いが求められる。		資産流動化を促進する上で、債権譲渡禁止特約の存在が障害となっている。債権譲渡禁止特約の廃止に向けて、各省庁、地方自治体が共通ルールの下で着実に取り組むことが求められる。	国の機関及び地方自治体向けの金銭債権については、譲渡禁止特約が付されていることが多く、当該金銭債権の証券化等を行うことができない。近年、一部の省庁においては事前に承認を得ることにより譲渡を認めたり、特定の譲渡先については債権譲渡禁止条項適用の例外とする等、企業における売掛債権を活用した資金調達への支援・促進が図られている。しかし、省庁による対応のバラツキ、事前承認手続の煩雑さ、不透明さ等の問題が残されている。

全国規模の規制改革要望事項一覧(様式A)

管理コード	制度の所管省庁等	項目	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	当室からの再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)
zA050021	警察庁	自動車保管場所標章の廃止	自動車の保管場所の確保等に関する法律第6条、第7条、第8条、第9条、第13条、第4項等	警察署長は、自動車保管場所証明書を交付したとき、又は軽自動車である自動車の使用の本拠の位置、保管場所の位置その他政令で定める事項の届出を受理したとき等は、当該自動車の保有者に対し、当該自動車の保管場所の位置等について表示する国家公安委員会規則で定める様式の保管場所標章を交付しなければならない。	c		<p>保管場所標章の制度は、正規の手続き済み新規登録、変更登録又は移転登録を受けた自動車であっても、その後保管場所が継続して確保されていない場合があるという実態があったことから、自動車ごとに行政区画、どこかの警察署の管内に保管場所を確保しているかを、外形的に第三者に明らかにすることにより、自動車の保有者に自主的に真正な保管場所を確保させるべく(動機付けを図り、保管場所確保義務の継続的な履行を確保しようとするものである。</p> <p>自動車の保管場所の確保等に関する法律において、警察署長は、自動車について、保管場所標章が表示されていないことその他の理由により道路以外の場所に保管場所が確保されていないおそれがある自動車を知るときは、公安委員会にその旨を通知するものとされており、警察署長は、道路上に長時間駐車しているなど保管場所を確保していないと疑われる自動車については、保管場所標章の記載事項を基に保管場所が確保されているか否かについて調査することとなる。このように保管場所標章は、保管場所確保義務の継続的な履行を確保するために必要な制度であって、保管場所標章の制度を廃止することはできない。</p> <p>なお、自動車保管場所証明書の交付の申請時においては、申請に係る自動車の登録番号は未だ特定されておらず、また、自動車登録ファイルに登録されたデータには保管場所の位置のデータが含まれていない。したがって、それぞれのデータの共有化を図るためには、申請に係る個々の車台番号に基づき、警察のみが保有する保管場所に係るデータと自動車登録ファイルに係るデータを正確に適合させることが必要であるが、申請書の車台番号の記入ミス(アルファベットと数字の間違い等)や、道路運送車両法に基づく(職権による車台番号の打刻等)により、双方のデータを正確に適合させることは困難である。</p>					
zA050022	法務省 厚生労働省 警察庁 外務省	外国企業との契約に基づく専門的・技術的分野の外国人受入れに係る在留資格の早期整備	出入国管理及び難民認定法 出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令		c		<p>平成16年中の検挙件数・人員が共に過去最多を記録するなど、来日外国人による犯罪が深刻化している。</p> <p>入国・滞在資格を悪用して不法滞在・不法就労する者や研修制度等を悪用して安価な労働力を確保するために外国人を不法に就労させる者が多数存在し、これが温床となって来日外国人による犯罪が多発する現状において、治安、出入国管理その他日本社会に与える様々な影響について十分な考慮がなされ、これに対する所要の措置が講じられない限り、提案を実施することは適当でない。</p>					

全国規模の規制改革要望事項一覧(様式A)

管理コード	制度の 所管省庁等	項目	要望 管理番号	要望事項 管理番号	要望 事項 補助 番号	要望 事項 補助 番号2	要望主体名	要望 事項番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	その他 (特記事項)
zA050021	警察庁	自動車保管場所標章の廃止	5053	5053A189	1	1	(社)日本経済団体連合会	189	自動車保管場所標章の廃止	自動車保管場所標章の貼付を廃止すべきである。		<p>標章購入コストを削減できる。</p> <p>自動車の保管場所の確保は、道路運送車両法第4条に定める新規登録および同法第12条に定める変更登録の要件となっている。したがって、道路運送車両法において自動車登録ファイルに登録を受け、運行の用に供される自動車は、その時点では、すべて保管場所が確保されていることが確認されていることから、各省庁間のデータの共有化が図られれば、その他に敢えて車両に貼付し、保管場所が確保されている旨を明示する標章に個別の機能はなく、貼付は不要である。</p>	自動車には、国家公安委員会規則に基づき、自動車保管場所標章を表示(後部ガラスに貼付)しなければならない。
zA050022	法務省 厚生労働省 警察庁 外務省	外国企業との契約に基づく専門的・技術的分野の外国人受入れに係る在留資格の早期整備	5053	5053A214	1	1	(社)日本経済団体連合会	214	外国企業との契約に基づく専門的・技術的分野の外国人受入れに係る在留資格の早期整備	<p>政府は上記閣議決定に従い、極力早期に必要な在留資格を整備すべきである。その際、事業活動の実態を反映した現実的かつ柔軟な要件設定を行い、わが国企業、外国企業ともに過度な負担を課することのないようにすべきであり、在留期間について極力長期なものとするほか、仮に労働基準関連法令等の適用に関わる措置が必要とされる場合には、(1)1名で来日する場合にはその者を管理者とみなす、もしくは受入企業の社員に管理業務を認めること、(2)各種手続きにおいて処分性を伴った行為を介在させないこと、(3)届出書類を極力簡素なものとする、(4)業務独占資格者の介在を不要化すること、(5)労災等への保護措置の柔軟性を確保すること等が重要である。</p>	<p>近年、わが国企業の更なる国際競争力強化に向けて、共同研究・開発、マーケティングやシステム開発のアウトソーシング化等、国境を越えた様々な協力や事業再編等が増えている中、これら外国人を受入れるための制度の整備が強く求められている。しかし、現状では、外国企業がわが国に本店、支店、その他の事業所を有しない場合には、在留資格「企業内転勤」に該当せず、また、わが国企業と当該外国人の間には契約が存しない場合には、在留資格「技術」「人文知識・国際業務」の要件も満たさない。さらに、在留資格「短期滞在」では、在留期間が90日以内とされていることから長期間にわたり滞在することはできない。</p>	<p>わが国企業と、わが国に本店、支店、その他の事業所がない外国企業とが一定の契約を締結し、同契約を履行するため当該外国企業に属する専門的・技術的分野の外国人を一定期間わが国に受入れる必要性が高まっているが、このような高度人材がわが国に滞在し必要な業務を行うための在留資格が整備されていない。2005年3月25日に閣議決定された「規制改革・民間開放推進3か年計画(改定)」では、当会の昨年度の要望を受け、「我が国企業と海外の企業との共同研究・開発等を行うために受入れる海外の企業に所属する専門的・技術的分野の外国人が長期的に在留できるよう、国内法制との整合性に留意しつつ、早急に検討し、結論を得る。」(平成17年度検討・結論)とされた。</p>	

全国規模の規制改革要望事項一覧(様式A)

管理コード	制度の 所管省庁等	項目	該当法令等	制度の現状	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要 (対応策)	その他	当室からの 再検討要請	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要 (対応策)
zA050023	法務省 厚生労働省 警察庁 外務省	外国人の介護分野での在留資格の整備【一部新規】	出入国管理及び難民認定法 出入国管理及び難民認定法第7条1項第2号の基準を定める省令 社会福祉士及び介護福祉士法 介護保険法	介護労働者に係る在留資格は設けられていない。	c		平成16年中の検挙件数・人員が共に過去最多を記録するなど、来日外国人による犯罪が深刻化している。 入国・滞在資格を悪用して不法滞在・不法就労する者や研修制度等を悪用して安価な労働力を確保するために外国人を不法に就労させる者が多数存在し、これが温床となって来日外国人による犯罪が多発する現状において、治安、出入国管理その他日本社会に与える様々な影響について十分な考慮がなされ、これに対する所要の措置が講じられない限り、提案を実施することは適当でない。					
zA050024	法務省 警察庁 外務省	高度人材に対する在留期間の長期化【新規】	出入国管理及び難民認定法第2条の2第3項 出入国管理及び難民認定法施行規則別表第2	在留資格「人文知識・国際業務」、「技術」、「投資・経営」の在留期間は、最長3年となっている。	c		平成16年中の検挙件数・人員が共に過去最多を記録するなど、来日外国人による犯罪が深刻化している。 入国・滞在資格を悪用して不法滞在・不法就労する者や研修制度等を悪用して安価な労働力を確保するために外国人を不法に就労させる者が多数存在し、これが温床となって来日外国人による犯罪が多発する現状において、治安、出入国管理その他日本社会に与える様々な影響について十分な考慮がなされ、これに対する所要の措置が講じられない限り、提案を実施することは適当でない。					

全国規模の規制改革要望事項一覧(様式A)

管理コード	制度の 所管省庁等	項目	要望 管理番号	要望事項 管理番号	要望 事項 補助 番号	要望 事項 補助 番号2	要望主体名	要望 事項 番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	その他 (特記事項)
zA050023	法務省 厚生労働省 警察庁 外務省	外国人の介護分野での在留資格の整備【一部新規】	5053	5053A215	1	1	(社)日本経済団体連合会	215	外国人の介護分野での在留資格の整備【一部新規】	介護福祉士の資格取得者や外国における隣接職種の資格者で一定の日本語能力を有する者等については、当該分野に関わる新たな在留資格を設け、わが国における介護分野での就労を認めるべきである。更には、日本の国家資格を取得するための準備活動の一環として、一定の日本語能力を有する者がホームヘルパー等の公的資格を取得してわが国で就労することを認めるとともに、これら資格を母国で取得できるよう厚生労働大臣等が指定した介護福祉士養成施設や訪問介護員養成研修事業者が日本語教育ならびに日本と同様の課程を実施する分校を海外で設置できる制度を設けることを検討すべきである。		介護は、少子化・高齢化が進む中、将来的に労働力不足が深刻化すると予想される分野であり、わが国の介護サービスの維持・充実の観点から、諸外国より優秀な人材を受け入れることが重要である。今回の日比合意は、とりわけこれまで専門的・技術的分野とみなされていなかった介護分野での外国人の就労の途が開かれた点で、その第一歩として評価できる。しかし、わが国の介護サービスの維持・充実の観点から、EPA交渉において合意した場合に限らず、同分野での外国人受け入れの一層の促進に取り組むべきである。	2004年11月に日比経済連携協定が大筋合意に達したことにより、一定の要件を満たすフィリピン人の介護福祉士候補者の入国を認め、日本語等の研修修了後、日本の国家資格を取得するための準備活動の一環としての就労(滞在期間の上限4年)や、国家試験を受験後、国家資格取得者は介護福祉士として引き続き就労することが認められることとなった。同時に、日本語の研修修了後、課程を修了した者に介護福祉士の国家資格が付与されることとなる日本国内の養成施設へ入学する枠組も設けられることとなった。しかし、具体的な受入れ人数については、日本側がフィリピン側と相談して決めるとされ、与えられる在留資格も「特定活動」と暫定的な対応となっている。また、他の外国人については、たとえ介護福祉士の国家資格等を取得しても、介護分野での就労を目的とした入国は認められていない。
zA050024	法務省 警察庁 外務省	高度人材に対する在留期間の長期化【新規】	5053	5053A216	1	1	(社)日本経済団体連合会	216	高度人材に対する在留期間の長期化【新規】	わが国経済社会の様々な分野で活躍する(あるいは活躍が期待されている)「高度人材」の受入れをより一層促進すべく、わが国で長期的かつ安定的に就労することを望む「高度人材」にとって阻害要因となっている最長3年の在留期間について、例えば在留資格「人文知識・国際業務」「技術」「投資・経営」等、総じて専門性が高く不法滞在者も少ない分野の「高度人材(いわゆる「高度人材」)」については、在留期間を5年に伸張すべきである。同時に、労働基準法の改正により2004年度から高度専門知識を有する者の有期労働契約期間が5年に延長されたこと等も踏まえ、これら高度専門知識を有する外国人が5年の有期労働契約を締結しわが国で就労する際には、その期間に合わせて在留期間を設定すべきである。		2005年3月29日に策定された「第三次出入国管理基本計画」では、専門的・技術的分野の外国人を積極的に受け入れる姿勢を引き続き示し、「経済、文化等様々な面で我が国に貢献している高度人材に対しては、1回の許可でより長期間の在留期間を決定することとし、安定的に我が国で活動しやすい方策を構築する必要性が指摘されている」として、「在留期間を伸長しても不法就労等の問題を発生させない仕組みを確立することを前提に、高度人材の在留期間の伸長を図っていく。また、併せて高度人材に含まれない専門的、技術的分野の在留資格に係る在留期間の伸長についても検討していく」としている。専門的、技術的分野の中でも、上記の在留資格「投資・経営」等の「高度人材」については、現行の在留期間(3年又は1年)終了までに更新の手続きを行う制度に代えて、一定の報告義務等を課し資格外活動等を行っていないことを証明すること等の手続きを導入することにより、不法就労等の問題の発生を防止することができる一方で、問題のない「高度人材」の身分の安定性は高いが高まる。	出入国管理及び難民認定法では、現在、一度の許可で与えられる在留期間は、「外交」、「公用」及び「永住者」を除き最長3年となっている。

全国規模の規制改革要望事項一覧(様式A)

管理コード	制度の 所管省庁等	項目	該当法令等	制度の現状	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要 (対応策)	その他	当室からの 再検討要請	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要 (対応策)
zA050025	法務省 警察庁 厚生労働省 外務省	専門的・技術的分野の外国人労働者の範囲の見直し【新規】	出入国管理及び難民認定法第7条1項第2号の基準を定める省令	在留資格「技能」は、産業上の特殊な分野に属する熟練した技能を要する業務に従事する活動とされている。在留資格「企業内転勤」をもって在留する者が行う活動は、在留資格「技術」又は「人文知識・国際業務」の活動とされている。	c		平成16年中の検挙件数・人員が共に過去最多を記録するなど、来日外国人による犯罪が深刻化している。 入国・滞在資格を悪用して不法滞在・不法就労する者や研修制度等を悪用して安価な労働力を確保するために外国人を不法に就労させる者が多数存在し、これが温床となって来日外国人による犯罪が多発する現状において、治安、出入国管理その他日本社会に与える様々な影響について十分な考慮がなされ、これに対する所要の措置が講じられない限り、提案を実施することは適当でない。					
zA050026	法務省 警察庁	在留資格認定証明交付申請手続きの代理人範囲の拡大【新規】	出入国管理及び難民認定法第7条の2 同施行規則第6条の2・施行規則別表第4	在留資格認定証明の交付は、外国人本人、当該外国人を受け入れようとする機関の職員出入国管理及び難民認定法施行規則別表第4下欄に掲げる者が代理人として申請することができる。	c		平成16年中の検挙件数・人員が共に過去最多を記録するなど、来日外国人による犯罪が深刻化している。 入国・滞在資格を悪用して不法滞在・不法就労する者や研修制度等を悪用して安価な労働力を確保するために外国人を不法に就労させる者が多数存在し、これが温床となって来日外国人による犯罪が多発する現状において、治安、出入国管理その他日本社会に与える様々な影響について十分な考慮がなされ、これに対する所要の措置が講じられない限り、提案を実施することは適当でない。					

全国規模の規制改革要望事項一覧(様式A)

管理コード	制度の 所管省庁等	項目	要望 管理番号	要望事項 管理番号	要望 事項 補助 番号	要望 事項 補助 番号2	要望主体名	要望 事項 番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	その他 (特記事項)
zA050025	法務省 警察庁 厚生労働省 外務省	専門的・技術的分野の外国人労働者の範囲の見直し【新規】	5053	5053A217	1	1	(社)日本経済団体連合会	217	専門的・技術的分野の外国人労働者の範囲の見直し【新規】	現在では専門的、技術的分野に該当するとは評価されていない分野における外国人労働者の受入れについて、内閣に必要な体制を整備し、政府全体として結論を先送りすることのないよう期限を明確にした上で可及的速やかに検討を進めていくべきである。当面、例えば「技能」の在留資格で認められる活動として、入管法別表第一に定められている「産業上の特殊な分野に属する熟練した技能を要する業務に従事する活動」をより広く解釈して基準省令を見直すとともに実務経験要件を緩和すること等により、わが国の産業競争力、地域経済、ならびに国民生活の維持・強化の観点から必要な外国人受入れを推進すべきである。同時に、「企業内転勤」の在留資格についても、上記見直しを進めつつ、現在認められている「技術」又は「人文知識・国際業務」に加え、「技能」の在留資格に該当する活動を適用する方向で検討すべきである。		今後、労働力人口の減少が不可避的な状況にある中、わが国の国際競争力の維持・強化等を図る上では、わが国にとって付加価値の高い外国人労働者を適切に受け入れていくことが重要である。とりわけ、わが国の競争力の源泉である生産現場や関連サービス分野における高度の技術・技能、知識・ノウハウを有する人材や、豊かな国民生活や地域経済を維持する上で不可欠な人材などをより積極的に受け入れる必要性が高まりつつある。具体的には、マシンキーパー(生産システムのメンテナンスを迅速かつ確実に行うため電気機械等に関する高度かつ広範囲な専門的知識と技能を有する)、セールスドライバー(顧客満足度の向上を図るため単なる商品の輸送だけでなく新規注文・改善提案・要望の受け付けや商品に係わる情報提供等を行うための必要な専門知識・ノウハウを有する) パリ式エステのトレーナー(わが国ホスピタリティ産業のサービス向上に不可欠であり日インドネシアEPA協定においてインドネシア側からも関心が示されている)、技能実習修了後の就労(わが国の産業競争力、地域経済、国民生活の維持・強化に必要な分野において特に高度な技能を修得した者の就労で日インドネシアEPA協定においてインドネシア側からも関心が示されている(詳細は要望事項番号220参照))等の受け入れにつき要望がある。	現在、就労を目的とする在留資格として出入国管理及び難民認定法で定められているのは、「投資・経営」、「研究」、「技術」、「人文知識・国際業務」、「企業内転勤」、「技能」等の14資格(「外交」、「公用」を除く)であり、このうち、主に企業活動の中で必要とされる各資格の具体的な要件は、出入国管理及び難民認定法第7条1項第2号の基準を定める省令にて定められている。2005年3月29日に策定された「第三次出入国管理基本計画」では、専門的・技術的分野の外国人を積極的に受け入れる姿勢を引き続き示し、「現行の在留資格や上陸許可基準に該当しないものでも、専門的、技術的分野と評価できるものについては、経済、社会の変化に応じ、産業及び国民生活に与える影響等を勘案しつつ、在留資格や上陸許可基準の整備を行い、積極的な受入れを進めていく」と指摘するとともに、「受入れに伴うプラスとマイナスの側面を十分勘案しつつ、現在では専門的、技術的分野に該当するとは評価されていない分野における外国人労働者の受入れについて着実に検討していく」としている。
zA050026	法務省 警察庁	在留資格認定証明交付申請手続きの代理人範囲の拡大【新規】	5053	5053A220	1	1	(社)日本経済団体連合会	220	在留資格認定証明交付申請手続きの代理人範囲の拡大【新規】	代理人の範囲を拡大し、本邦に上陸しようとする外国人に代わり、当該外国人と契約を結んだ本邦機関の職員や当該外国人が転勤する本邦の事業所の職員に加え、これら本邦機関・事業所の人事・採用業務などを担当する機能分社(グループ会社)など密接な関係を有する一定の本邦機関の職員も代理人として、地方入国管理局に申請書を提出する手続きを行うことを認めるべきである。		経済のグローバル化が進展する中、わが国企業の更なる国際競争力強化に向けて、国籍を問わず優秀な人材を確保することが急務となっており、既に多くの高度人材が国境を越えて頻りに移動し活動する状況となっている。一方で、グループ経営の法制度が整ってきたことなどを背景に、企業が専門機能を分社化し、グループ内業務を集中管理する事例が増えているが、在留資格認定証明交付申請手続きを含め現行法令の多くは、こうした機能分社を想定していないため、事業展開の妨げとなっている。機能分社の目的は、経営の効率化、遵法の精神に則った当該業務の専門性強化、品質の向上を図ることであり、例えば親会社の連結対象子会社等で当該業務の委託契約に基づきグループ企業の人事・採用業務を行う場合、これらの職員は業務の遂行にあたって十分な専門性を有し当該外国人が契約・転勤する機関の活動の詳細を理解しており、書類の提出を代理しても支障はない。	出入国管理及び難民認定法では、在留資格認定証明書交付申請について、本邦に上陸しようとする外国人に代わり、当該外国人を受け入れようとする機関の職員その他の法務省令で定める者が代理人としてこれを行うことができると定められているが、法務省令では、代理人の範囲について、例えば、在留資格「研究」「技術」「人文知識・国際業務」では「本人と契約を結んだ本邦の機関の職員」に、同「企業内転勤」では「本人が転勤する本邦の事業所の職員」に、限定されている。



全国規模の規制改革要望事項一覧(様式A)

管理コード	制度の 所管省庁等	項目	該当法令等	制度の現状	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要 (対応策)	その他	当室からの 再検討要請	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要 (対応策)	
zA050027	警察庁	警備業法における「機械警備業務の一体化」の見直し[新規]	警備業法第11条の7	<p>機械警備業務とは、警備業務用機械装置(警備業務用対象施設に設置する機器により感知した盗難等の事故の発生に関する情報を当該警備業務用対象施設以外の施設に設置する機器に送信し、及び受信するための装置であって送信者の音声を送信し、及び受信するためのもの以外のもの)を使用して行う施設警備業務をいう(警備業法第2条第5項、警備業法施行規則第2条)。</p> <p>機械警備業者は、都道府県公安委員会規則で定める基準に従い、即応体制を整備する義務が課せられているため、機械警備業務を受託した場合には、当該機械警備業務のうち、警備員をして事実の確認その他の必要な措置を採らせる業務を他の警備業者に再委託するなどして分離して行うことは禁止されている(警備業法第11条の7)。</p>	d		<p>機械警備業務を受託した場合において、機械警備業者は、盗難等の事故の発生状況を受信することに加え、それに基づき警備員をして、事実の確認その他現場における侵入者を確保するなど迅速な措置を採らせることにより、事故の発生及び被害の拡大の防止を図ることができるようになることから、これらは不可分一体の業務とされており、これらの業務を分離して行うことは困難である。</p>			c		<p>「本要望について、「d」現行制度下で対応可能」と措置分類しているが、警察庁の回答は「これらの業務を分離して行うことは困難である」と明確に述べており、「c：全国規模で対応不可」と分類されるべきものと考えます。</p> <p>警察庁は業務の分離は困難としているが、実際には現場と監視センターに分かれて業務を行っていることであり、標準委託契約書の締結によって複数の会社間で監視業務と警備業務を実質的に一体で行うことが可能となる。この点を踏まえ、再検討すべきである。」との要望者の意見であるが、後段の複数の会社間で監視業務と警備業務を実質的に一体で行うことができることについて、貴省の見解と対応策の検討を願いたい。</p>	<p>機械警備業務は、基地局における指令業務に基づき、警備員が事実の確認その他現場における必要な措置を採っており、これらの業務が分かれて実施されている実態はないものと承知している。</p> <p>警備員は、現場に臨場するだけでなく、被害が発生している場合にはその拡大の防止や警察への通報等、基地局の指揮命令に従い、現場の状況に応じた臨機応変な措置が求められ、複数の警備業者により実施することを前提に、これらの事項をすべて網羅的に契約書に記載することは不可能である。</p> <p>また、適切な警備業務を実施するためには、警備業務用機械装置の発報要因を判断するなど、その性能及び取扱方法について十分な知識及び能力を有することが警備員には求められる。警備業務用機械装置は、それを扱う機械警備業者によって大きく異なるため、機械警備業者自らが、現場に臨場する警備員に教育を行う必要がある。したがって、複数の会社間で監視業務と確認業務を分けて適正な業務を行うことは不可能である。</p>
zA050028	外務省 警察庁	一定の条件を満たす中国人に対する数年有効マルチビザの発給	出入国管理及び難民認定法	<p>数次査証は、原則として我が国と諸外国との間で相互取り決めがある場合に発給されている。</p>	c		<p>平成16年中の検挙件数・人員が共に過去最多を記録するなど、来日外国人による犯罪が深刻化している。</p> <p>入国・滞在資格を悪用して不法滞在・不法就労する者や研修制度等を悪用して安価な労働力を確保するために外国人を不法に就労させる者が多数存在し、これが温床となって来日外国人による犯罪が多発する現状において、治安、出入国管理その他日本社会に与える様々な影響について十分な考慮がなされ、これに対する所要の措置が講じられない限り、提案を実施することは適当でない。</p>						

全国規模の規制改革要望事項一覧(様式A)

管理コード	制度の 所管省庁等	項目	要望 管理番号	要望事項 管理番号	要望 事項 補助 番号	要望 事項 補助 番号2	要望主体名	要望 事項 番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	その他 (特記事項)
zA050027	警察庁	警備業法における「機械警備業務の一体化」の見直し[新規]	5053	5053A238	1	1	(社)日本経済団体連合会	238	警備業法における「機械警備業務の一体化」の見直し[新規]	機械警備業務における監視業務のみを行うことを、警備業として認めるべきである。		昨今の機械警備業は、コンピューター及び通信ネットワークの導入により、様々なシステムと結合した多様な業務の一部として行われる傾向にある。それに伴い、警備業者間あるいは警備業者と異業種業者の業務提携が増加しており、「監視業務」のみを行う警備業も可能である。 監視業務と警備業務を分離した場合、両者間の情報の通信方法、各業務の分担・責任範囲、緊急対応連携体制が課題となるが、これらを担保するための標準業務委託契約書の締結を義務付けるなど必要最低限の規制を課せば、安全性は確保できる。個人情報保護法の施行等を背景に、監視システムはますます高度化が要求されている。映像監視、入退室管理などを統合したセキュリティーシステムへのニーズが高まる中、監視業務のみでも警備業として認めるべきである。	機械警備業務は、対象施設からの情報を受信し、指令、通報等を行う業務(以下「監視業務」と)指令を受けて現場に赴き、必要な警備措置を行う業務(以下「警備業務」と)に分業される。警備業法では、機械警備業者は即応体制の整備義務が課されるなど、監視業務と警備業務を一体として行わなければならない。
zA050028	外務省 警察庁	一定の条件を満たす中国人に対する数年有効マルチビザの発給	5063	5063A002	1	1	長崎県	2	一定の条件を満たす中国人に対する数年有効マルチビザの発給	所得や海外渡航実績等、一定の条件を満たす中国人全てに対して数年有効のマルチビザ発給を認めてもらいたい。	現在、中国人に対する数年有効のマルチビザの発給については、株式市場上場企業等の管理職等にAPECビジネス数次査証が発給されているところであるが、発給実績が少ない状況にある。 また、中国から日本へのビザについては、親族の訪問、商務等の目的でしか個人ビザが発給されず、その都度招へい状が必要であるため、観光目的での訪日は、団体観光以外にはできない状況である。 今後、不法滞在を発生させることなく中国人訪日観光客の増加を図るため、一定の条件を付してそれを満たす中国人すべてに対して数年有効のマルチビザ発給を認め、この者については、個人での訪日も可能とする。	中国人に対し数年有効のマルチビザを発給し、個人での訪日観光を可能とすることにより、観光客が大幅に増加すると考えられ、これに伴い、地域経済の活性化及び雇用創出が期待できる。	

全国規模の規制改革要望事項一覧(様式A)

管理コード	制度の 所管省庁等	項目	該当法令等	制度の現状	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要 (対応策)	その他	当室からの 再検討要請	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要 (対応策)
zA050029	外務省 警察庁 法務省	韓国及び台湾居住者に対する短期 滞在査証の免除	出入国管理及び難 民認定法第6条	愛知万博期間中の特例措置として、 韓国人に対しては2005年3月1日から9 月30日までの間、台湾については、身 分証番号が記載された台湾護照(旅 券)を持つ者に対しては、2005年3月11 日から9月25日までの間、短期滞在査 証の免除を実施している。	c		来日する韓国人や台湾居住者による 犯罪が多発しており、また、不法残留者 数も多く、不法残留となった直前の在留 資格のうち、韓国人にあっては約91%、 台湾居住者にあっては約97%を「短期 滞在」が占めている。両国に対する短 期滞在査証の免除の恒久化について は、こうした状況や、期間限定の査証免 除の実施結果、我が国における犯罪情 勢等を総合的に考慮し、旅券の偽変造 対策の強化等治安を確保するために 必要な措置が講じられるよう、継続的に 検討する必要がある。					
zA050030	警察庁	未成年者喫煙禁止法による年齢確 認を遵守する措置(新規)	未成年者喫煙禁止 法第4条	未成年者喫煙禁止法第4条では「煙草 又ハ器具ヲ販売スル者ハ満二十年ニ 至ラザル者ノ喫煙ノ防止ニ資スル為 年齢ノ確認其ノ他ノ必要ナル措置ヲ講 スルモトス」と規定されている。	c		未成年者への煙草等の販売を防止す るためには、年齢確認のみならず、未 成年者には煙草等を販売しない旨の掲 示、従業員に対する研修等の対策を総 合的に講じていくことが必要であり、未 成年者喫煙禁止法第4条の「其ノ他ノ 必要ナル措置」を削除することは不適 当である。		要望者から、以下のような再意見が 提出されておりますので、ご検討の上 ご回答をお願いいたします。(以下再意 見) 未成年者喫煙禁止法第四条(煙 草又は器具を販売する者は満二十年 に至らざる者の喫煙の防止に資する為 年齢の確認其の他の必要なる措置を 講ずるものとする)の「年齢の確認其 他」が、「年齢の確認又は(or)其の他」 と理解され、「年齢の確認」をせずとも 未成年者喫煙禁止の表示・明示の自販 機へのステッカーなどの貼付でも可と 解釈されて法の抜け道を認める結果と なっている詭弁があるケースがあるよ うに思われ、未成年者がタバコを買うこ とを防止・阻止するという法の趣旨を根 本的に損なっていることが危惧される。 警察庁が「年齢確認のみならず…(略)削 除することは不適當である。」と明言さ れるのであれば、未成年者喫煙防止・ 阻止の実効性のために、第四条を「煙 草又は器具を販売する者は満二十年 に至らざる者の喫煙の防止に資する為 年齢の確認を講ずるものとする」、あるい は「年齢の確認及び(且つ、and)其 他の必要なる措置」と明示する法改正 が適當・妥當である。	c		自動販売機による販売が行われている 前提において、厳密に年齢確認の措 置を講ずることを実効性をもって法律に 規定することは困難であると考えられ、 年齢確認、未成年者にはたばこ等を販 売しない旨の掲示、従業員に対する研 修等の対策を総合的に講じていくこ とが必要である。

全国規模の規制改革要望事項一覧(様式A)

管理コード	制度の 所管省庁等	項目	要望 管理番号	要望事項 管理番号	要望 事項 補助 番号	要望 事項 補助 番号2	要望主体名	要望 事項 番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	その他 (特記事項)
zA050029	外務省 警察庁 法務省	韓国及び台湾居住者に対する短期滞在査証の免除	5063	5063A003	1	1	長崎県	3	韓国及び台湾居住者に対する短期滞在査証の免除	韓国及び台湾居住者に対しては、「愛・地球博」期間中に限定して短期滞在査証が免除されているが、「愛・地球博」終了後も引き続き免除措置を実施してもらいたい。	韓国及び台湾居住者の訪日観光客数は、第1位、2位を占めており、両国・地域居住者の訪日を促進するため、現在、「愛・地球博」期間中に限定している短期滞在査証の免除を、「愛・地球博」終了後も引き続き実施する。	韓国及び台湾居住者に対する短期滞在査証の免除を行うことにより、訪日観光客がさらに増加することが考えられ、これに伴い、地域経済の活性化及び雇用の創出が期待できる。	
zA050030	警察庁	未成年者喫煙禁止法による年齢確認を遵守する措置【新規】	5072	5072A002	1	1	特定非営利活動法人「子どもに無煙環境を」推進協議会	2	未成年者喫煙禁止法による年齢確認を遵守する措置【新規】	未成年者喫煙禁止法第四条(煙草又は器具を販売する者は満二十年に至らざる者の喫煙の防止に資する為年齢の確認その他の必要な措置を講ずるものとす)の「其の他」は、未成年者喫煙禁止の表示・明示の自販機へのステッカーなどの貼付でも可と解釈されていて、未成年者喫煙防止に有効に作用していないので、「其の他の必要な措置」を削除する法改正をすべきである。	本法第4条の年齢確認をする対面販売を基本とすることにより、未成年者のタバコ購入の防止効果があがることが期待できる。	2001年に本法に年齢確認措置の第4条が新設されたが、「其の他の必要な措置」により、対面販売は名目だけとなり、未成年者はタバコを自販機によりほぼ自由に購入できる状況がある。これは未成年者の遵法精神をも蝕んでいる。 2004.6.28の第8回たばこ事業等分科会で、本法所管の警察庁生活安全局少年課少年保護対策室長は「未成年者による喫煙を防止するためには、たばこの販売にあたって、販売事業者が顧客に対面し、未成年である疑いがある場合には年齢確認の措置を確実に講じる必要があると考えております。自販機による販売につきましては、対面による販売と異なり、年齢確認を確実に行うことができないので、警察庁としては、たばこの販売方法としては適当ではないと考えております。」と発言しており、年齢確認の遵守を阻害する「其の他の必要な措置」を削除する法改正が必要である。	一体的に実施希望事項番号1,3

全国規模の規制改革要望事項一覧(様式A)

管理コード	制度の 所管省庁等	項目	該当法令等	制度の現状	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要 (対応策)	その他	当室からの 再検討要請	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要 (対応策)
zA050031	法務省 警察庁	未成年者喫煙禁止法違反の起訴で 略式命令の請求が可能な措置【新規】	未成年者喫煙禁止 法第5条、少年法第 37条第1項第1号	未成年者喫煙禁止法第5条では、「満 二十年ニ至ラサル者ニ其ノ自用ニ供ス ルモノナルコトヲ知りテ煙草又ハ器具ヲ 販売シタル者ハ五十万円以下ノ罰金ニ 処ス」とされているところ、少年法第37 条第1項の規定により、未成年者喫煙 禁止法の罪に係る成人の事件につい ては、公訴は、家庭裁判所にこれを提 起しなければならないとされている。	b		未成年者の喫煙を防止するためには、 未成年者喫煙禁止法に違反する行為 について迅速的確な罰則の適用を図る ことが重要であると考えられることか ら、略式命令により罰金等の刑を科す ことを可能にすることについて、関係省 庁とともに慎重に検討することとした い。					
zA050032	厚生労働省 財 務省 警察庁 文部科学省	包括的なタバコ規制法を制定する 措置【新規】	未成年者喫煙禁止 法	未成年者喫煙禁止法では、未成年者 の喫煙を禁止するとともに、未成年者 の親権者等に対し、未成年者の喫煙を 制止しない行為に罰則を設けているほ か、たばこ等の販売者に対しては未成 年者の喫煙防止に資するため年齢確 認その他必要な措置を講じるものとし ている。また、未成年者の自用に供す ることを知りながらたばこ等を販売す る行為を処罰することとされている。	d		未成年者喫煙防止対策については、未 成年者喫煙禁止法により必要な規定を 設けているところであり、直ちに包括的 なたばこ規制法の必要は認められな い。		以下の要望者意見を踏まえ、再検討されたい。 (1)例えば、公共交通や公共性の高い場所でのタバコ 広告は禁止(製造たばこに係る広告を行う際の 指針、自主規制)となったが、プラットフォームの自 販機や喫煙所では堂々と広告があり、公道のタバ コ店や自販機には広告が掲げられている。公共性 の高い新聞や雑誌では大きなカラー広告がされて いる。タバコパッケージの健康警告表示は諸外国 に比べビジュアル性に欠けていて警告効果は不十分 である。インターネットでタバコが販売されてい る。タバコ価格は諸外国に比べても相対的に安ず ぎ。学校では、高校生の懲戒の半数は喫煙によ ると公表されていて、喫煙防止教育だけでは学校 現場は対処できない。(2)国民の健康づくりと医療 費引き下げのために、受動喫煙防止の徹底(義務 化)は必須であり、知識の普及やガイドラインの策 定だけでは進みがたい。また子ども、胎児の受動喫 煙防止保護は喫煙であり、禁煙治療の保険適用 (診療報酬の点数化)、及び禁煙希望者への支援 に留まらずより進めた健診や人間ドックにおける喫 煙者への「要・禁煙治療通知、義務化(安全衛生 法及び老人保健法関係)、転業支援などが不可欠 である。健康日本21は、2010年までに未成年の喫 煙をなくす目標値を掲げているが、現行の自販機 や広告施策などでは到底目標を達成できないし、 その方策も提示されていない。(3)これら諸課題は、 既存のたばこ事業法と健康増進法の手直し、及び 未成年者喫煙禁止法の運用だけでは対応が進み 難い。喫煙は省庁の枠組みを越えているし、たば こ対策関係省庁連絡会議は1年以上を経過する も案議を作り得ていない。たばこ規制枠組条約を 受けた法体系の構築整備が喫煙に不可欠であり、 政府としてより高い見地から、たばこ規制枠組条約 第2条で「締約国はこの条約を越える措置をとる ことが奨励される。ことから、本条約第5条に沿って 内閣府主導の整合性のある「包括的なタバコ規制 法」を制定する方向に舵をとるべきである。		前回の回答のとおり、未成年喫煙防止 対策については、未成年者喫煙禁止法 により必要な規定を設けているところ であり、未成年者喫煙防止の観点から は、直ちに包括的なたばこ規制法の必 要は認められない。	

全国規模の規制改革要望事項一覧(様式A)

管理コード	制度の 所管省庁等	項目	要望 管理番号	要望事項 管理番号	要望 事項 補助 番号	要望 事項 補助 番号2	要望主体名	要望 事項 番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	その他 (特記事項)
zA050031	法務省 警察庁	未成年者喫煙禁止法違反の起訴で 略式命令の請求が可能な措置【新規】	5072	5072A003	1	1	特定非営利活動法人「子どもに無煙環境を」推進協議会	3	未成年者喫煙禁止法違反の起訴で略式 命令の請求が可能な措置【新規】	未成年者喫煙対策のために、2000年に 本法第5条の改正で、タバコ業者が、 未成年者自らが喫煙することを承知して タバコを販売した場合には、罰金が大幅 に引き上げられ、50万円以下に処せられ ることとなった。翌年の2001年に本法に 年齢確認措置の第4条が新設されたにも 関わらず、これら法改正の実効性が全く 上がっていない。これは、本法に関する 事件については、少年法第37条の規定 により家庭裁判所に対してのみ提起し、 全部公判請求をしなければならないため に起訴件数が皆無に近いと思われる。 50万円以下の罰金刑のような罪の場合 には、通常では略式手続により、簡易裁 判所に対して略式命令の請求をすること が多いので、略式命令の請求が可能と する措置を採ることとすべきである。	略式命令の請求が可能とする措置によ り、タバコ業者が、未成年者自らが喫 煙することを承知してタバコを販売した場 合には、50万円以下の罰金に処せられ、 処罰が確定した場合には、財務大臣は たばこ事業法31条によりタバコ店の許可 を取消すことが出来ることから、未成年 者への違法販売対策の実効性が上がり、 未成年者喫煙対策が期待される。	未成年者喫煙禁止法第5条及び第6条 で、タバコ業者が、未成年者自らが喫 煙することを承知してタバコを販売した場 合には、50万円以下の罰金に処せられ ることとなっている。警察がこのような事 件を検挙した場合には、検察庁に送致す ることになる。検察庁(官)は、送致され た事件について、起訴するか否か、起訴 猶予とするかを独占的に決定することが できるが、50万円以下の罰金刑のような 罪の場合には、通常では略式手続によ り、簡易裁判所に対して略式命令の請求 をすることが多いが、本法に関する事件 については、少年法第37条の規定により 家庭裁判所に対してのみ提起し、全部公 判請求をしなければならない。そのため に起訴件数は皆無に近い、平成元年 (1989年)以降これまで15年間、本法 により検察官が公判請求(起訴)した事例 は1件しかなく、あとは起訴猶予になっ ていて、警察がどんなに本法で検挙して も、ほとんど全て起訴猶予になっている という実態がある。 未成年者喫煙対策のために、2000年 に本法第5条の改正で、罰金が大幅に 引き上げられ、(特記事項欄に続く)	(要望理由欄からの続き) 翌年の2001年に本法に年齢確認措置の 第4条が新設されたにも関わらず、これ ら法改正の実効性が全く上がっていない ので、略式命令の請求が可能とする措 置が必要である。  ・財政制度等審議会たばこ事業等分科 会(第8回)議事録(平成16年6月28日) での ・保住・警察庁生活安全局少年課少年 保護対策室長の発言(別添)資料4  一体的に実施希望事項番号1, 2
zA050032	厚生労働省 財 務省 警察庁 文部科学省	包括的なタバコ規制法を制定する 措置【新規】	5072	5072A006	1	1	特定非営利活動法人「子どもに無煙環境を」推進協議会	6	包括的なタバコ規制法を制定する措置 【新規】	わが国でも、たばこ規制枠組条約が発 効したことから、タバコの健康対策をメ インにした包括的なタバコ規制法を制定 し、日本政府として整合性のある対策を 進めるべきである。この内容としては、受 動喫煙防止、家庭における受動喫煙防 止、未成年者喫煙禁止対策、喫煙防止 教育、禁煙治療と喫煙者の禁煙推進サ ポート、タバコ製品への健康警告表示、 タバコ広告とスポンサーシップ規制、禁 止、タバコ消費税の対策費への充当、タ バコ消費税率の引き上げ、転業支援、免 税タバコの販売禁止、対策推進機構・態 勢の設置、調査・モニタリングと広報セン ターの設置などを含む包括的な法律とす べきである。	たばこ規制枠組条約の発効を受け、現 在政府に、たばこ対策関係省庁連絡会 議が12省庁で設けられている。タバコ対 策は多岐に亘るが、これらを網羅した包 括的なタバコ規制法の制定により、国内 的且つ国際的なタバコ対策の推進が期 待される。	わが国でも、たばこ規制枠組条約が発 効したことから、タバコの健康対策をメ インにした包括的なタバコ規制法を制定 し、日本政府として整合性のある対策を 進めるべきことが期待されている。 タバコに関係した法律としては、たばこ 事業法、及び健康増進法第25条がある が、特に健康増進法については、受動喫 煙防止が1条あるだけで、余りに不十分 である。上記の法の改廃を含め、たばこ 規制枠組条約を受けた法体系の構築整 備が喫煙に不可欠であり、条約第2条で 「締約国は、この条約を越える措置をと ることが奨励される」ことから、包括的 なタバコ規制法を制定すべきである。	一体的に実施希望事項番号1, 2, 3, 4, 5, 7

全国規模の規制改革要望事項一覧(様式A)

管理コード	制度の 所管省庁等	項目	該当法令等	制度の現状	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要 (対応策)	その他	当室からの 再検討要請	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要 (対応策)
zA050033	警察庁 財務省	交通違反反則金のクレジットカードによる窓口納付	道路交通法第128条、道路交通法施行令第52条、道路交通法施行規則第42条、会計法、日本銀行法等	交通違反反則金のクレジットカードによる決済は行われていない。	d		<p>公金収納は会計法等に基づいて行われており、本件について当庁が代表して回答できる立場にない。なお、ご提案については具体的なシステムが判断できないものの、一般的にはクレジットカード決済の導入に伴い、以下のような問題が想定される。</p> <p>交通違反反則金は一種の制裁措置であって、反則金の納付と引換えに、公訴を提起されず、又は家庭裁判所の審判に付されないこととされる制度であり、反則金を支払うかどうかは憲法第32条裁判を受ける権利との関係から反則者本人の自発的な意思による必要があるため、その都度反則者本人の意思を介在させる支払のためのシステムとする必要がある。</p> <p>信販会社が、現行の反則金制度(仮納付については、告知書に基づいて告知の翌日から7日以内に、納付については、通告書に基づいて通告の翌日から10日以内に納付)を前提として、公安委員会に新たな事務負担を生ずることなく、日本銀行の蔵入代理店となり、又は蔵入代理店の蔵入事務取扱機能となる場合は格別、クレジットカードの新システムにおいて、新たな公安委員会の事務が生じ、又は追加的な費用支出が必要であるならば、反則金制度の趣旨を踏まえ、道路交通法の反則者の利益のために、そのようなクレジットカード支払の新システムを構築し、公費により追加的な費用支出をすることは適当ではないと考える。</p>		「本人の意思を介在させる支払のためのシステム」については、クレジットカード決済自体が本人認証(対面時:サインもしくは暗証番号、非対面時:本人認証システム<3Dセキュア>)システムが手当てされており問題はない。また、クレジットカード収納は期限内収納率の向上により、警察署・交通反則通告センター等における納付書再作成業務等の効率化に寄与するものであるが、このような導入効果が見込めるのであれば検討が進められるものであるのか、もしくは導入効果が見込めても違反者の利便性向上につながるものはすべて否定していくものであるのか、論点を明示いただきたい。	d		<p>公金収納は会計法等に基づいて行われており、本件について当庁が代表して回答できる立場にないこと及びクレジットカード決済の導入に伴う問題については前回回答したとおりである。</p> <p>なお、仮に交通違反の反則金のクレジットカード納付が実現しても、行政コストの削減、あるいは行政サービスの向上につながるものではなく、さらには反則金納付率の向上にもつながるものとは考えられない。さらに、道路交通法の反則者の利益のために、このようなクレジットカード支払いの新システムを構築し、公費により費用支出をすることは適当ではないと考える。</p>
zA050034	全省庁	国及び地方自治体のリース契約の取扱いについて	なし	当庁においては、電子計算機等の物品について、購入する場合や単年度賃貸借を行う場合と比較して複数年度のリース契約を行うことに合理性が認められる場合には、国庫債務負担行為による複数年契約によることとしている。	d		<p>電子計算機等の物品について、購入する場合や単年度賃貸借を行う場合と比較して複数年度のリース契約を行うことに合理性が認められる場合には、引き続き国庫債務負担行為による複数年契約によることとする。</p>		<p>要望者は以下のような追加意見を提出しているところであり、要望者の意図も踏まえ、今一度検討されたい。</p> <p>各省庁からの回答では「物品等のリース契約については、単年度契約や購入による場合と比較して合理性が認められる場合には、国庫債務負担行為による複数年契約の活用を検討している」とされているが、どのような場合に合理性が認められるのか明確にすべきである。なお、一部の省庁では「単年度契約」のみとの回答をされているが、国庫債務負担行為による複数年契約の活用についても検討を行うべきである。</p> <p>国とのリース契約について、地方自治法234条の3、地方自治法施行令第167条の17と同等の法令改正を行い、リース契約を長期継続契約の対象とする等の法制度の整備を行うべきである。</p>	d		<p>電子計算機等の物品について、購入する場合や単年度賃貸借を行う場合と比較して複数年度のリース契約を行うことに公共調達効率化という観点等から合理性が認められる場合には、引き続き国庫債務負担行為による複数年契約によることとする。</p>

全国規模の規制改革要望事項一覧(様式A)

管理コード	制度の 所管省庁等	項目	要望 管理番号	要望事項 管理番号	要望 事項 補助 番号	要望 事項 補助 番号2	要望主体名	要望 事項 番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	その他 (特記事項)
zA050033	警察庁 財務省	交通違反反則金のクレジットカードによる窓口納付	5075	5075A002	1	1	株式会社ジェーシービー	2	交通違反反則金のクレジットカードによる窓口納付	日本銀行歳入代理店である金融機関における反則金のクレジットカード納付実現	違反者が金融機関に納付書を持参して納付する場合において、金融機関とクレジットカード会社が立替払い加盟店契約を締結しておくことにより、クレジットカードにより決済を完了。クレジットカード会社は金融機関に対し、後日立替払い方式により、当該反則金の支払いを行う。	・昨年度の規制緩和要求において同様の要望がなされているが、明確な見解がなく(否定されているところ。国税・地方税については第三者納付が認められており、本件に関して否定するのであればその論点を明示いただくとともに、実現に必要な措置を願いたい。 ・クレジットカードという支払い手段は既に各分野において一般化しており、利用者の利便性も高い。本件実現により、納付書の再発行も減少し、各機関における業務効率化・刑事手続き適用減少が見込まれる。	
zA050034	全省庁	国及び地方自治体のリース契約の取扱いについて	5088	5088A001	1	1	社団法人リース事業協会	1	国及び地方自治体のリース契約の取扱いについて	国とのリース契約を地方自治体と同様に長期継続契約の対象とすること。 地方自治体とのリース契約(長期継続契約)に際して、地方自治体から付される契約解除条項を削除等すること。		現在、各省庁がOA機器や車両を導入するに際しては、複数年度の使用が明白であっても、手続上の煩雑さゆえに国庫債務負担行為として扱わずに、単年度リース契約を更新している。この単年度リース契約は、ほとんどの場合にリース会社が投資元本の未回収リスクを負っている。投資元本の未回収リスクを負うか否かはリース会社の判断であるが、現行制度が実質的にリース会社のリスク負担を強いている。地方自治法改正により、リース契約は長期継続契約の対象となっているが、一部の自治体ではリース契約書に「翌年度以降において歳入歳出予算の当該金額について、減額又は削減があった場合は、契約を解除する。」趣旨の条項が付されることがある。この条項により、リース会社には解約リスクが残る一方、地方自治体は解約を前提としないファイナンス・リースのメリットを享受することになり、衡平を欠く。	



全国規模の規制改革要望事項一覧(様式A)

管理コード	制度の 所管省庁等	項目	該当法令等	制度の現状	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要 (対応策)	その他	当室からの 再検討要請	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要 (対応策)
zA050035	金融庁 法務省 警察庁	詐欺的金融犯罪の取締制度の抜本的整備	出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律(出資法)第1条、第2条	出資法第1条は、「何人も、不特定且つ多数の者に対し、後日出資の払いもどしとして出資金の全額若しくはこれをこえる金額に相当する金銭を支払うべき旨を明示し、又は暗黙のうちを示して、出資金の受入をしてはならない」とし、第2条は「業として預り金をするにつき他の法律に特別の規定のある者を除く外、何人も業として預り金をしてはならない」としている。 また、「預り金」とは、不特定かつ多数の者からの金銭の受入であって、次に掲げるものをいうとされている。一 預金、貯金又は定期積金の受入れ 二 社債、借入金その他何らの名義をもつてするを問わず、前号に掲げるものと同様の経済的性質を有するもの	c		警察所管の取締法を整備することについては、現在の出資法の規制の枠組みで効果的な取締りを行うことができていることから、新規の立法は必要ないものと考えている。 なお、出資法第1条については、出資金に対する払戻しが実行不能に陥った場合、安全であると誤信して出資した者が「不測の損害を被ることを防止するための規定であり、これを撤廃することは困難であると考えられる。また、第2条については、「他の法律に特別の規定のある者」については、預り金を受け入れることができるとされており、新たな措置は不要と考える。また、預り金の受入れまがいの脱法行為については、厳正に取り締まる必要があり、現行の規定が必要であると考えられる。		要望者は、出資法の規制によって金融商品の多様化が阻まれていることから、出資法を廃止するとともに、一般大衆が不測の損害を被ることを防止するための新たな規制を設けることを提案している。その点を踏まえて、改めて検討いただきたい。	c		前回回答のとおり、現在の出資法の規制の枠組みで効果的な取締りを行うことができていることから、警察所管の取締法を整備する必要はないものと考えている。
zA050036	全省庁	国・地方自治体向け金銭債権の証券化に関する債権譲渡禁止特約の解除	なし	当庁との契約の際に取り交わされる契約書の条項には、当該契約によって発生する権利等を一部の場合を除き第三者に譲渡・承継することを禁じる債権譲渡禁止特約が盛り込まれているところ。	d		当庁においても、国の他の機関と同様、逐次債権譲渡禁止特約の部分的解除を実施しているところであるが、さらに債権譲渡禁止特約の解除の対象となる契約及び譲渡対象者を拡大する方向で検討中である。		要望者から以下のとおり意見が提出されていることを踏まえ、再検討願いたい。 「既に措置済みとしている省庁がある一方で、「検討する」と回答しつつ検討期間が明記されていない等の対応に相違があり、各省庁の統一かつ早急な対応を強く求める。」	d		当庁においても、国の他の機関と同様、逐次債権譲渡禁止特約の部分的解除を実施しているところであるが、さらに債権譲渡禁止特約の解除の対象となる契約及び譲渡対象者を拡大する方向で検討中である。

全国規模の規制改革要望事項一覧(様式A)

管理コード	制度の 所管省庁等	項目	要望 管理番号	要望事項 管理番号	要望 事項 補助 番号	要望 事項 補助 番号2	要望主体名	要望 事項 番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	その他 (特記事項)
zA050035	金融庁 法務省 警察庁	詐欺的金融犯罪の取締制度の抜本的整備	5088	5088A004	1	1	社団法人リース事業協会	4	詐欺的金融犯罪の取締制度の抜本的整備	<p>出資法1,2条の立法論的妥当性を検討し、過剰規制を廃して、詐欺的金融犯罪の取締制度を改めて整備すべきである。&lt; * 1&gt;[参考]「1999/7金融審議会第一部会中間整理(第一次)」東大・神田教授意見発表資料「いわゆる悪質商品の取扱いをどうすべきか」という問題がある。この点については、我が国におけるこれまでの歴史に鑑みると、その対応等の面において類型的に別物として取扱ってきた面もあるので、基本的方向性としては、金融関連の詐欺的行為を禁止する法律を制定し、そちらで取締ることを検討することが望ましい(現在では、いわゆる出資法で一部取締りが可能であるが、出資法のように預り金を一律に禁止するような法律は、その立法論的な妥当性につき再検討する必要がある)。</p>	<p>例えば、匿名組合契約による出資受入などにおいて、出資金の全部または一部について営業者が保証する。・エスクロー事業(二当事者の取引のクロージングにあたり、第三者が資金を預かって管理することにより、取引上の危険を転換して取引を円滑にするもの)&lt; * 2&gt;</p>	<p>・1条は、そもそも全面禁止されるべきものではない。出資者の認識と保証者の支払能力の問題であり、不当表示規制や金融商品販売規制として整理されるべきではないが、金融庁は、「安全であると誤信して出資した一般大衆が不測の被害を被ることを防止する趣旨」とし、法務省は、「誤解を与える危険性が高く、これを一般的に許容した場合、一般大衆に不測の損害を与える危険が多分にある」とする。しかし、誤信によるものであれば、誤信しないように表示、説明をさせるという規制であるべきである。また、誤解を与える危険が多分にあるというのも、決して難しい話ではないのであって、あかしくない場合でも3年以下の懲役という重い刑罰の対象となるというのは、果たして制度として妥当であるといえるのであろうか。・一般大衆の被害・損害というのには、実際は騙しによって起こっているものであり、問題の捉え方を誤っている。つまり、禁止・処罰の対象は、金融商品において約束された運用行為等が現実に行われていないことであり、この点に焦点を当てた新たな規制を構築すべきである。・2条は、預り金の概念が曖昧あるいは広すぎる。刑罰があり、罪刑法定主義の観点から妥当性に疑問ある。&lt; * 3&gt;法務省は、「その意義が明確に規定されており、その概念が不明確であるとは言えない」とするが、預金と同様の経済的性質を有するものというこの解釈の幅は相当広い。また、「無条件に許容した場合、一般大衆に不測の損害を及ぼす」というのも、1条と同様に騙しによって起こっている問題である。・戒厳令型・前時代的処罰法規は、金融取引その他サービスの発展に目に見えにくい悪影響を及ぼしている。・「金融サービス法」等の金融関連法制と出資法との係わり合い、適用関係等が、経済社会情勢の進展に対応し、その発展に貢献するものとなるよう、引き続き制度整備の努力をしていくことが必要である。</p>	<p>&lt; * 1&gt;出資法が現に果たす役割は詐欺罪の前段階的な処罰と思われ、これは不当表示・勧誘により行われるので、不当表示防止法を独禁法の枠組みから切離して整備し、罰則強化、警察管轄とすることは検討できないか。相手方の属性(個人かプロか)の観点も必要と思われる。&lt; * 2&gt;エスクロー事業が出資法2条に抵触するのかが判然とせず、抵触するとの解釈も表明されており、事業を行うとする際の重大な障害となる。&lt; * 3&gt;例えば、不動産会社が賃貸事業で預かる敷金等、継続取引業者間の取引保証金などはどう解釈されるのか。</p>
zA050036	全省庁	国・地方自治体向け金銭債権の証券化に関する債権譲渡禁止特約の解除	5088	5088A034	1	1	社団法人リース事業協会	34	国・地方自治体向け金銭債権の証券化に関する債権譲渡禁止特約の解除	<p>各省庁及び地方自治体において、統一かつ早急に債権譲渡禁止特約の解除の対象となる契約(リース契約等)及び譲渡対象者の拡大(特定目的会社等)を望む。</p>		<p>各省庁の対応が異なり、統一かつ早急な対応を求める。</p>	

全国規模の規制改革要望事項一覧(様式A)

管理コード	制度の所管省庁等	項目	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	当室からの再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)
zA050037	国土交通省、財務省、総務省、警察庁、地方自治体	自動車の生産・販売・流通に伴って必要となる諸行政手続の電子化の早期実現等	道路運送車両法、自動車登録令、自動車の保管場所の確保等に関する法律、自動車重量税法、自動車損害賠償保障法、地方税法、地方自治体条例等	自動車保有関係手続は、自動車の検査・登録を受けるために、運輸支局等の他、市役所等、警察署、都道府県税事務所等、それぞれの行政機関に向いて手続を行う必要がある。 自動車の保管場所証明申請は、自動車の保有者が当該申請に係る場所の位置を管轄する警察署長に対し、当該申請に係る場所を使用する権限を有することを疎明する書面、所在図、配置図の各書面を添付して保管場所証明書の交付を申請するものであり、交付を受けた保管場所証明書を運輸支局等に提出しなければ、道路運送車両法に定める自動車登録の処分を受けられないこととされている。	b		自動車保有関係手続(検査・登録、保管場所証明、自動車関係諸税等の納付等)のワンストップサービス化については、平成17年12月から、すべての関係機関にまたがるワンストップサービスの基本的な手続であり、ワンストップ化による申請者の利便性向上の効果が大きい新車の新規登録(型式指定車)を対象として、自動車保有関係手続のワンストップサービスを稼働させることとしており、これにより、各種税の納付手続の電子化や保管場所証明手続の電子化等が可能となる。 その際、入力項目を集約した申請画面や税・手数料のまとめ払いの機能を持たせることとしているほか、代行申請や申請自体もまとめて行うための機能についても設ける方向で検討するなど、大量に自動車を保有する方にも配慮したシステム構築を行っているところ。 その他の対象手続の電子化については、システムの安定稼働や関係機関の対応状況等を勘案して、平成20年を目標に段階的にワンストップサービス化を進めることとしており、関係機関と連携しながら検討を進めていくこととしたい。		ワンストップサービスについて、回答では「新車の新規登録を対象とした自動車保有関係手続」以外のワンストップサービスについては平成20年を目標に段階的に実施することとしており、関係省庁において検討を進めることとして示された。	b		新車の新規登録を対象とした自動車保有関係手続以外の手続のワンストップサービス化については、平成20年を目標に段階的に実施することとしており、関係省庁において検討を進めることとしており、具体的な実施時期については回答できる時期にない。
zA050038	警察庁	古物営業法の許可申請及び変更届出の簡素化について	古物営業法第3条第1項、第7条	(1)提案内容の(1)について 古物営業を営もうとする者は、営業所(営業所のない者にあつては、住所又は居所をいう。)が所在する都道府県ごとに都道府県公安委員会(以下「公安委員会」という。)の許可を受けなければならない(法第3条第1項)。 また、2以上の公安委員会の管轄区域内に営業所を有する古物商については、「氏名又は名称及び住所又は居所」、「法人にあつては、その代表者の氏名」及び「法人の役員」の氏名及び住所に変更があったときは、いずれか1の公安委員会に届出をすればよい(この場合において、届出を受けた公安委員会は、届出書に記載された内容を関係する他の公安委員会に通知することとされている。)が、「営業所の管理者の氏名及び住所」に変更があったときは、営業所を管轄するそれぞれの公安委員会に届出をしなければならない(法第7条)。 (2)提案内容の(2)について 行政機関等は、申請等のうち当該申請等に関する法令の規定により書面等により行うこととしているものについては、当該法令の規定にかかわらず、主務省令で定めるところにより、電子情報処理組織(行政機関等)の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下同じ。)と申請等をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線と接続した電子情報処理組織をいう。)を使用して行わせることができる(行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律第3条第1項)。 また、都道府県公安委員会に対して行われる申請等のうち、電子情報処理組織を使用して行わせることができるものは、都道府県公安委員会が定めることとされており、同申請等を電子情報処理組織を使用して行おうとする者は、都道府県公安委員会が定めるところにより、申請等を行わなければならないこととされている(行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律)の施行に伴う国家公安委員会の所管する関係法令に規定する対象手続等を定める国家公安委員会規則第5条)。	c		(1)提案内容の(1)について 古物商等の遵守事項(古物営業法第3条)として規定されている標識の掲示や管理者の選任は営業所等に関するものであり、確認等及び報告や帳簿への記載等は営業所等に所在する古物に関するものであり、いずれも営業所等と当該営業所等に集積する古物に着目した内容となっている。したがって、営業所等を管轄する公安委員会だけでは古物商に対する実効的な指導監督を行うことは困難であることから、都道府県公安委員会制度の下において、本店所在地を所管する公安委員会に許可申請を行えば、それ以外の公安委員会に対する許可申請を不要とすることは困難である。 また、営業所の管理者の氏名及び住所など、特定の公安委員会に係る固有の事項の変更届について、当該公安委員会以外の公安委員会に対して届出を行うことにより、当該公安委員会に対する届出を不要とすれば、当該公安委員会が古物営業の実態を適切に把握することができず、古物商に対する実効的な指導監督を行うことは困難であることから、本店所在地を所管する公安委員会に届出を行えば、それ以外の公安委員会に対する届出を不要とすることは困難である。 (2)提案内容の(2)について 御提案のオンライン化については、各都道府県警察において判断されるべきものである。 なお、許可申請及び変更届に当たり、添付書類として必要とされている住民票の写し(古物営業法施行規則第1条第3項第1号イ)及び市町村長の証明書(同規則第1条第3項第1号ロ)については、オンラインによる提供がなされおらず、許可申請及び変更届を全てオンライン化することは困難である。					

全国規模の規制改革要望事項一覧(様式A)

管理コード	制度の 所管省庁等	項目	要望 管理番号	要望事項 管理番号	要望 事項 補助 番号	要望 事項 補助 番号2	要望主体名	要望 事項 番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	その他 (特記事項)
zA050037	国土交通省、財務省、総務省、警察庁 地方自治体	自動車の生産・販売・流通に伴って必要となる諸行政手続の電子化の早期実現等	5088	5088A035	1	1	社団法人リース事業協会	35	自動車の生産・販売・流通に伴って必要となる諸行政手続の電子化の早期実現等	自動車の生産・販売・流通に伴って必要となる諸行政手続(検査・登録～国、車庫証明・納税～地方、自賠責保険確認～国)等の電子化は、新車の新規登録については平成17年12月から稼働とされ、その他の手続きは平成20年を目標に段階的に進めるとされているが、大量に自動車所有する者の諸手続等を十分に考慮し、早急に検討・具体化すること。	電子化により、申請項目の共通化・統一化と申請に必要な添付書類の削減化ができれば、自動車関連業界の生産・販売・流通に係わる申請及び手続代行コストは大幅に軽減され、その軽減分を直接部門へ投入することで新たな自動車リース市場の開拓が促進され、経済活性化に資する。	手続申請の電子化がなされていないため、その手続を申請もしくは代行申請をする自動車関連業界(自動車リース業界も含む)に多大な負担を強いている。また、リース会社の税の申告・納付事務等は膨大であり、これらの事務作業の効率化、円滑化の観点から、電子化(書式の全国統一化)を図る必要があると考えられる。電子化に際しては、大量に自動車を所有する者の諸手続等を十分に考慮し、反映させること。	
zA050038	警察庁	古物営業法の許可申請及び変更届出の簡素化について	5088	5088A040	1	1	社団法人リース事業協会	40	古物営業法の許可申請及び変更届出の簡素化について	古物営業法の許可申請及び変更届出は、営業所が所在する都道府県ごとの都道府県公安委員会宛行うこととされているが、本店所在地を管轄する公安委員会宛申請・届出を行うことにより、本店所在地以外を管轄する公安委員会宛申請・届出を代用することとし、本店所在地以外を管轄する公安委員会宛申請・届出を不要とする。また、本手続のオンライン化を早期に実施する。		古物営業法第7条第2項により、法人の役員の変更届は、二以上の公安委員会に許可を受けている場合であっても、一の公安委員会に届出をすること規定になっているが、営業所の管理者の変更届はその営業所を管轄する公安委員会ごとに届出をする必要があり、届出事項により手続が異なり、煩雑である。手続要領の統一及びオンライン化により、事務手続の簡素化を図る。	

全国規模の規制改革要望事項一覧(様式A)

管理コード	制度の所管省庁等	項目	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	当室からの再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)
zA050039	警察庁	交通事故証明書の申請・交付の電子発行	自動車安全運転センター法(以下「センター法」という。)第29条第1項第5号、自動車安全運転センター法施行規則第10条	交通事故証明書の申請方法については、法令上、特段の定めがなく、電子申請が可能なものとなっている。交付方法については、センター法第29条第1項第5号に基づき、「書面」を「交付」することとされている	b		「規制改革推進3カ年計画(再改定)」(平成15年3月28日閣議決定)において、電子的手段による交通事故証明書の申請・交付の可否について調査・検討することとされたことを踏まえ、自動車安全運転センターにおいて、損保業界、関係行政機関等からなる調査検討委員会において検討を行った結果、「電子申請」については、平成17年度中を目処に損害保険会社等からの電子申請の試験運用を開始するとともに、平成18年度中にはインターネットを活用した個人の申請者からの申請システムを構築し、運用することを目標に検討を進めているところである。 また、「電子交付」については、今後、自動車安全運転センターにおいて、システムの構築・運用に関する課題やニーズなどの状況を見極めながら、実施に向けた検討を行うこととしており、警察庁としても、この検討状況を見極めつつ、必要な法令改正の検討を行う予定である。		要望元からの下記意見を踏まえ、「電子申請」のみにとどまらず、「電子交付」も含めて、平成18年度までに実施することの可否について改めて検討され、示されたい。「早急かつ簡便に事故証明書を取得できることは、損害保険の事故処理に携わる従業員の労働環境の改善に繋がることのみならず、顧客満足度の向上にも直結する。特に「電子交付」については、損害保険会社の事故処理拠点が全国各地に存在していることをふまえると、その効用が大きい。是非とも「電子交付」まで実現頂くようお願いする。」	c		平成15年度から、自動車安全運転センターにおいて、損保業界、関係行政機関等からなる調査検討委員会を設置し検討を行った結果、「電子交付」については、電子データ化された交通事故証明書を第三者にいか証明するか等の課題があり、今後も継続して調査検討する必要があることとされたところである。センターにおいては、この結果等を踏まえ、「電子申請」を「電子交付」に先行させて、平成17年度は損害保険会社等からの電子申請、平成18年度は個人からの電子申請を行うなど、計画的にシステムの構築や運用をすることとしており、「電子交付」については、今後、調査検討委員会において挙げられた課題やニーズなどの状況を見極めながら、実施に向けた検討を行うこととしているため、平成18年度中に実施するのは困難である。
zA050040	警察庁	事故発生時の飲酒事実調査の強化	道路交通法第65条第1項、刑法第208条の2	交通事故発生時には、当事者の飲酒の有無を含めた捜査が行われている。	e		本要望は、規制改革要望とは言えず、この枠組みにおいて検討すべき事項ではないと考える。 なお、警察では、飲酒運転を始めとする悪質・危険な行為の取締りを協力に行っているところである。		要望者からの再意見を踏まえ、再度検討いただきたい。 (要望者再意見) 飲酒運転事故は着実に減少しており、警察の真摯な努力に関しては敬意を表するところである。損害保険業界ならびにそこで働く従業員も、飲酒運転防止に向けた啓発活動や飲酒運転に伴う不正請求の撲滅に向けた取り組みを進めている。しかしながら、警察による飲酒(含む軽微な酒気帯び運転)に関する捜査結果が、保険会社に伝わらないケースが間々あり、約款上免責になるような事故において、保険金支払いのトラブルになるケースがある。(個人情報保護法の施行に伴ってこういったケースが増えるものと推察される。)飲酒によって交通事故を起こした契約者が、車両保険金を受け取るような事態が生じることは、善良な保険契約者に対する公平性を欠くことのみならず、社会的にも許されるべきことではないと考える。ついては、捜査情報の開示の問題はあるが、交通事故発生時には必ず飲酒事実の調査を行うとともに、飲酒の事実を「交通事故証明書」に記載することなどについて検討いただきたい。	e		要望者再意見からは、飲酒事実調査の実施主体が、都道府県警察による交通事故発生時の飲酒事実の捜査について提案しているものと解されるが、規制改革要望としては適当でないと考えられる。 なお、警察では、飲酒運転を始めとする悪質・危険性の高い交通違反の取締りを強力に行っており、また、交通事故当事者の飲酒の事実の交通事故証明書への記載等については、捜査に支障があるおそれもあることから現時点では考えていない。

全国規模の規制改革要望事項一覧(様式A)

管理コード	制度の 所管省庁等	項目	要望 管理番号	要望事項 管理番号	要望 事項 補助 番号	要望 事項 補助 番号2	要望主体名	要望 事項 番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	その他 (特記事項)
zA050039	警察庁	交通事故証明書の申請・交付の電子発行	5095	5095A004	1	1	損害保険労働組合連合会	4	交通事故証明書の申請・交付の電子発行	交通事故証明書を電子的に発行、ないしは記載内容を電子的に確認できるよう、検討を進めて頂きたい。	損害保険業の事故処理現場においては、交通事故証明書の取り付けに時間がかかることによって、迅速な保険金の支払いに悪影響を与えているケースがある。発行を電子化することによって、保険会社ならびに安全運転センターの業務が効率化されるとともに、顧客サービスの向上に繋がる。	交通事故証明書の取得については、書面による申請・交付とされており、その一連の事務に相当の事務ロードがかかり、非効率な実態にある。については、行政手続の電子化を一層進め、交通事故証明書の電子的発行を可能にする、ないしは記載内容を電子的に確認し得るよう、検討を進めて頂きたい。	
zA050040	警察庁	事故発生時の飲酒事実調査の強化	5095	5095A010	1	1	損害保険労働組合連合会	10	事故発生時の飲酒事実調査の強化	飲酒運転による交通事故防止の観点から、夜間発生事故等での飲酒事実調査を一層強化して頂きたい。	飲酒運転に対する大きな牽制効果が働き、ひいては、死亡事故を含めた交通事故の減少に繋がる。	飲酒運転は、政府・警察等の積極的な防止策(広報や取り締まりの強化)の実施により一定の効果が見られつつも、依然として死亡事故を含めた重大な交通事故を引き起こすなど社会問題化している実態にある。交通事故発生時における飲酒事実の調査・確認は法的に規定されていないものの、特に夜間発生事故に際して調査を強化することは、飲酒運転への大きな牽制効果が働くほか、結果として死亡事故を含めた交通事故の減少に繋がるものと考えられる。については、安全で安心して暮らせる社会づくりという観点から、飲酒運転による交通事故を減少させるため、夜間発生事故での飲酒事実調査を一層強化して頂きたい。	

全国規模の規制改革要望事項一覧(様式A)

管理コード	制度の 所管省庁等	項目	該当法令等	制度の現状	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要 (対応策)	その他	当室からの 再検討要請	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要 (対応策)
zA050041	警察庁	自転車タクシーの普及	道路交通法において自転車タクシー営業を規制する規定はない。	道路交通法において自転車タクシー営業を規制する規定はない。	e		左記の通り、道路交通法において自転車タクシー営業を規制する規定はない。道路交通法において自転車タクシー営業を規制する規定はない。					
zA050042	警察庁	警察署の道路使用許可における許可基準の追加	道路交通法第77条	警察署長は、道路交通法第77条第1項の道路使用許可の申請があった場合において、現に交通の妨害となるおそれがないと認められるとき、条件に従って行われることにより交通の妨害となるおそれがなくなると認められるとき、現に交通の妨害となるおそれがあるが公益上又は社会の慣習上やむを得ないものであると認められるとき、は、許可しなければならないとされている。	d		昨年3月にイベント等に伴う道路使用許可手続の円滑化を図るための通達を発出し、地域住民や道路利用者等の合意に基づいて行われるイベント等については、地域活性化に資するという社会的意義を有することから、その道路使用許可手続の円滑化に配慮するよう都道府県警察に指示したところである。 具体的には、地域住民や道路利用者等の合意形成の円滑化を図るため、必要に応じ、イベント等の実施主体、地方公共団体(市町村)、地域住民等により構成される協議の場の設置を求め、警察もこの協議の場にオブザーバーとして参加するなど、必要な助言・情報提供等を行っているところであり、イベント等についての地域住民や市町村の要望は、この協議の場で反映させることが可能である。そして、申請された行為が、現に交通の妨害となるおそれがあるとしても、上記の協議の場において地域住民や道路利用者等の合意形成が十分なされているなど、公益上やむを得ない理由が認められる場合は、道路の使用が許可されるものであることから、具体的な道路使用の要望について、管轄警察署と相談していただきたい。					

x

x

x

x

x

x

x

x

x

x

x

x

x

全国規模の規制改革要望事項一覧(様式A)

管理コード	制度の 所管省庁等	項目	要望 管理番号	要望事項 管理番号	要望 事項 補助 番号	要望 事項 補助 番号2	要望主体名	要望 事項 番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	その他 (特記事項)
zA050041	警察庁	自転車タクシーの普及	5120	5120A001	1	1	ニュービジネス研究所、日本 ニュービジネス協議会連合 会	1	自転車タクシーの普及	自転車タクシーの営業を、安全性、環境 性、美観、観光、生活ニーズ等の観点か ら妥当と思われる地区においては、積極 的に承認すること	地域範囲、営業時間等を限定した自転 車タクシーの営業	自転車タクシーの営業は、各自治体公 安委員会の許可が必要である。ところ が、現状、京都市、東京都、大阪市、名 古屋市で認められているが、全自治体 の半分は「ノー」の方針である。安全性、 環境性、美観、観光、生活ニーズ等町づ くりで貢献すると判断されるケースにお いては、積極的な対応が望まれる	
zA050042	警察庁	警察署の道路使用許可における許可 基準の追加	5128	5128A001	1	1	亀澤 進	1	警察署の道路使用許可における許可基準の 追加	道路交通法第77条2項「前項の許可の申請 があった場合において、当該申請に係る 行為が次の各号のいずれかに該当するこ ときは、所轄警察署長は、許可をしなけれ ばならない。」に、4号として「当該申請 に係る行為が現に交通の妨害となるおそ れはあるが、当該申請区域の市町村長及 び隣接する地域の市町村長の承諾を受け たと認められるとき。」を追加すべきで ある。		近年住民の希望に沿った道路の使用許 可がなかなか得られにくくなってきてい る。特に時間の規制に関しては、年々厳 しくなっていく傾向にある。小さな市町 村にとっては、祭礼行事が地域活性化の 源であり、それが円滑に進行できなけれ ば、やる側にとっても見る側にとっても 面白い状態になってしまい、地域の 衰退の原因になってしまう可能性がある。 警察だけの判断に任せては、必ずし も地域住民のためになるとは限らない。 そこで住民の希望を市町村長の承諾を得 ることで許可してもらえる様に規制改革 してもらいたい。	

x

x